

景観届出等事務の手引き

目 次

1	届出と審査の流れ	1
2	届出要否の判断基準	2
3	届出を要しない行為	8
4	面積及び高さの算定方法	10
5	段階ごとに必要な書類・資料	11
6	景観パターンごとの基本方針(景観づくり計画から)	12
7	景観形成の基準解説(景観づくり計画から)	16
8	勧告・協議と命令	27
	別表1 届出対象行為	28
	別表2 景観形成の基準	29
	【資料編】	
	■かみふらの景観づくり条例	=1=
	かみふらの景観づくり条例施行規則	=7=
	景観法(関係法令組込)	=25=
	■その他の書類様式例	=55=

上富良野町

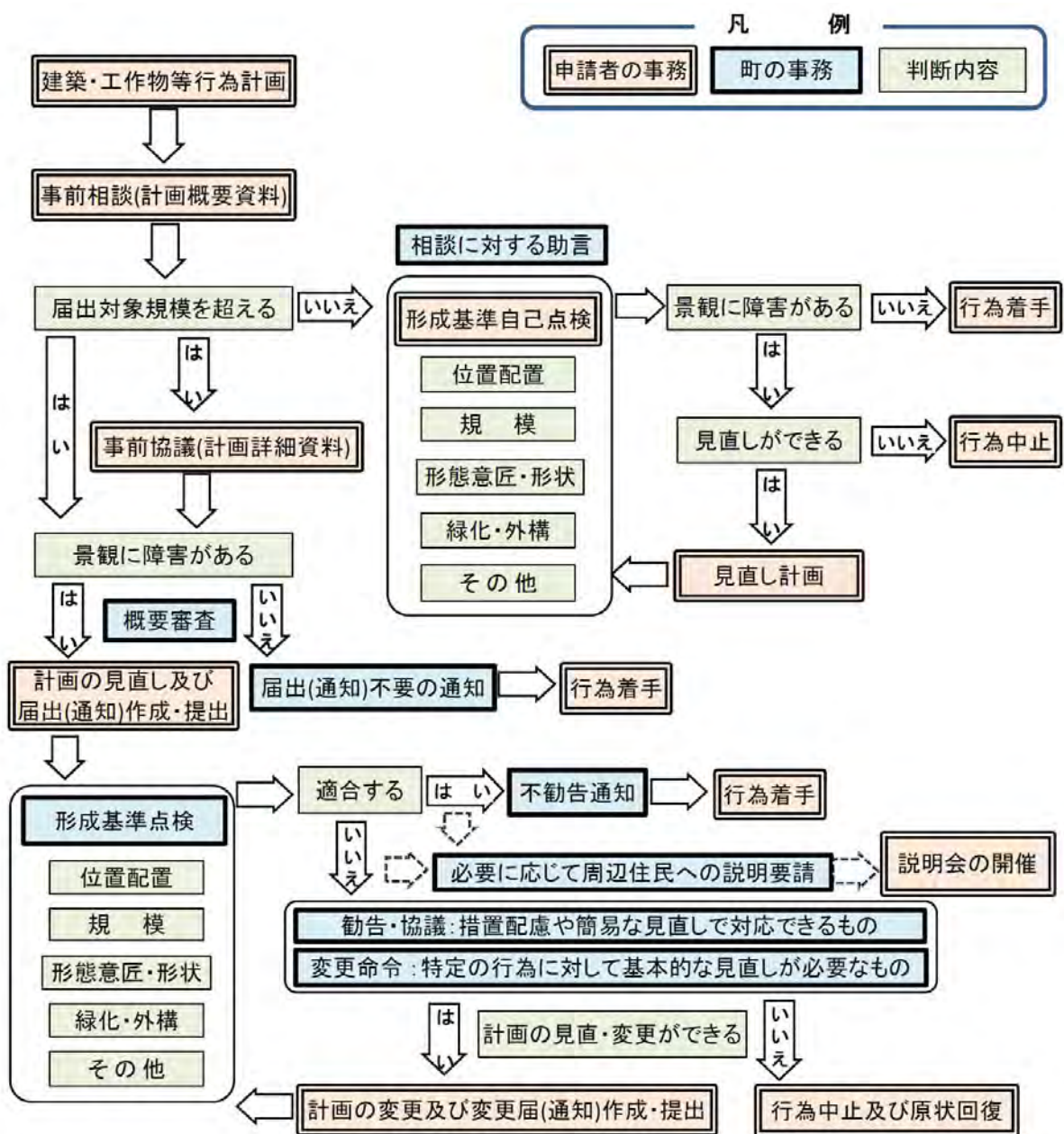
【平成23年4月1日施行】

1 届出と審査の流れ

施行規則第5条において、事務の煩雑化を防ぎ、時間的効率化を図ることを目的に、行為の届出に至る前の手続きを定めている。

手続き	内容
事前相談(規則第5条第1項及び第2項)	届出の要否や基本的な内容についての相談に対し、助言を受けることができる。
事前協議(規則第5条第3項)	届出を要する行為について、景観形成の基準に対する適合について、簡易審査と指導を受けることができる。 また、規模的に届出を要する行為であっても、条例第14条第2号の「景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為」として認定を受け、届出の免除を受けることができる。

図 1-1 景観づくりに関する事務の流れ

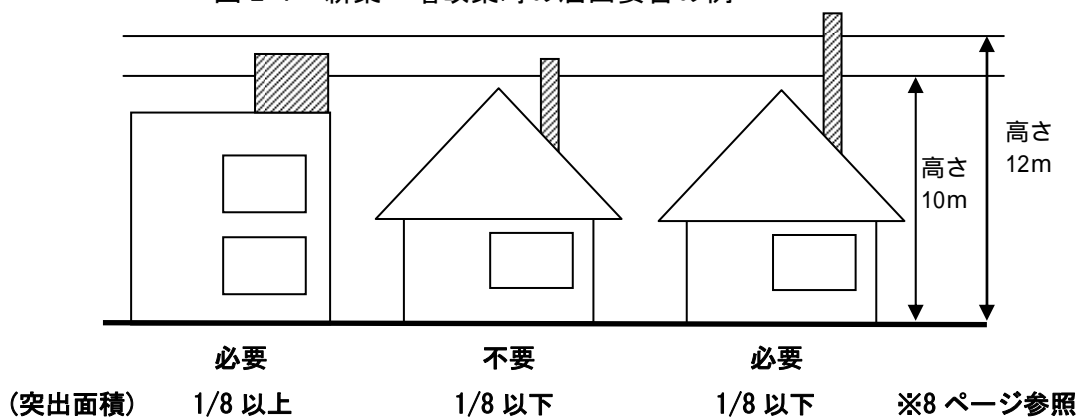


2 届出要否の判断基準

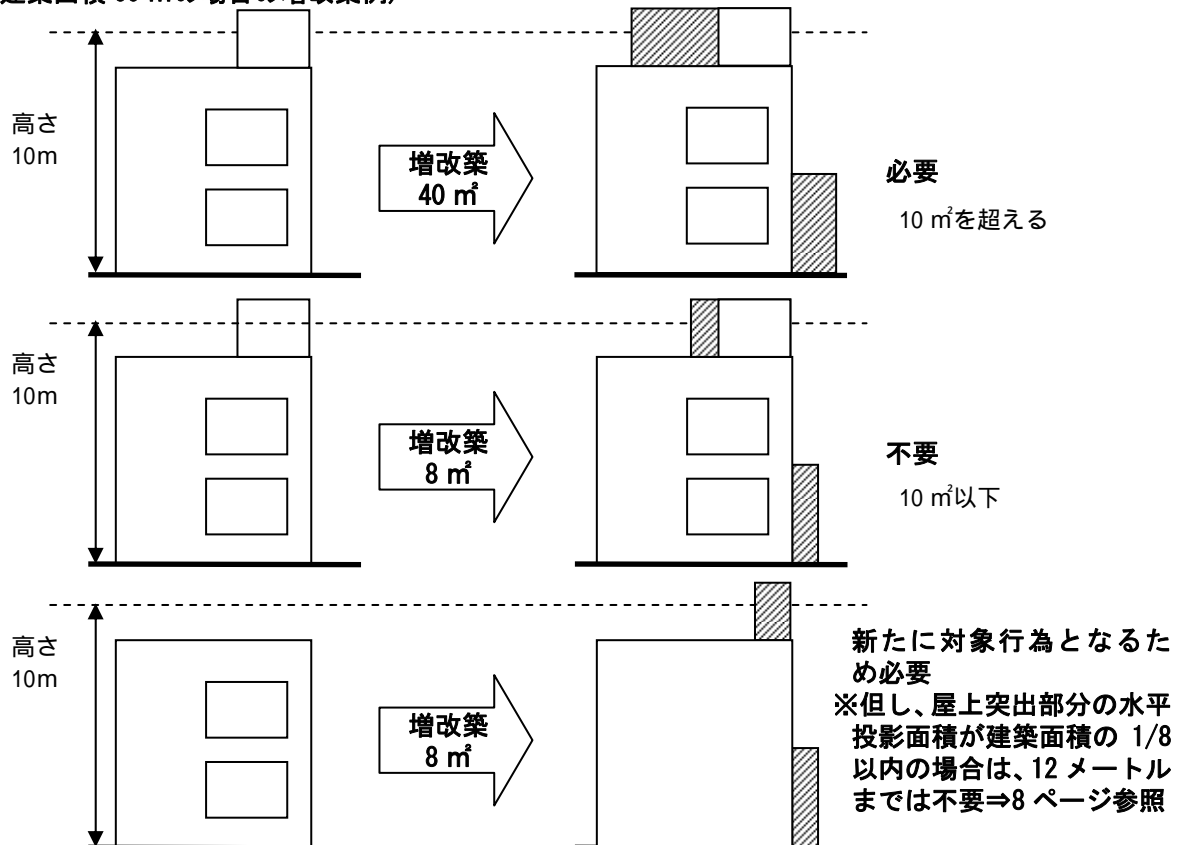
(1) 建築物の新築・増築・改築・移転（建築基準法第2条第1号に規定する建築物）

届出対象行為	規 模
(1) 高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転	高さ 10メートル又は建築面積 1,000平方メートル（塔屋、給水塔などの付属物を含む） （都市計画区域内における建築物にあっては、高さ 15メートル又は建築面積 2,000平方メートル） ただし、増築又は改築にあたっては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 10平方メートル以下のものを除く。

図 2-1 新築・増改築時の届出要否の例



(建築面積 60㎡の場合の増改築例)

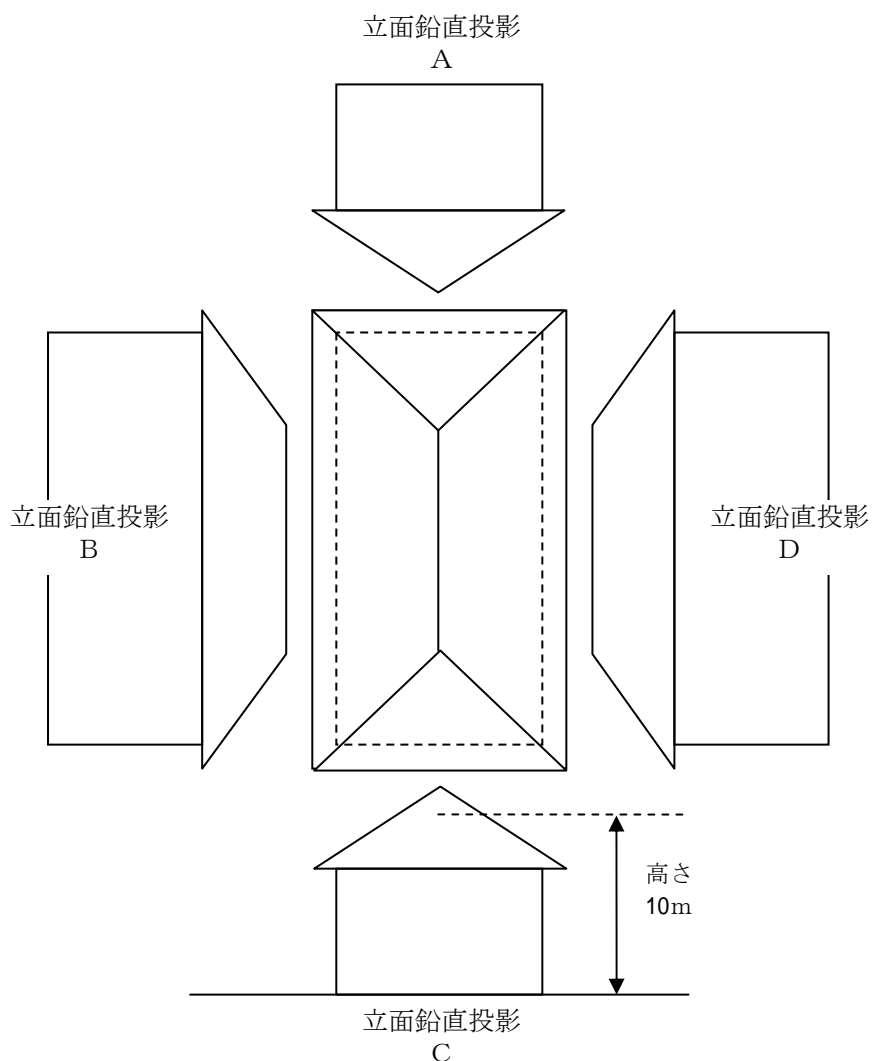


(2) (1)の建築物の修繕、模様替え又は色彩の変更

届出対象行為	規 模
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の2分の1

変更量が最大の立面鉛直投影面について、変更率 1/2 を超えるか、又は以下であるかを審査する。

図 2-2 鉛直投影面積の例



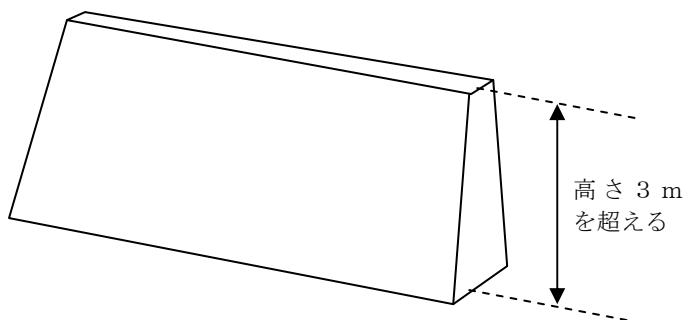
A・B・C・Dのいずれかの立面鉛直投影面積の1/2
以上の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更

(3) 工作物の新設、増築、改築又は移転

届出対象行為	規 模
(3) 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。） でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり
ア 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物（法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港の用に供するものを除く。）	アに掲げる工作物・・・高さ3メートル
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（景観法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港の用に供するもの並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するものを除く。） ウ 煙突、排気塔その他これらに類する工作物 エ 物見塔、電波塔その他これらに類する工作物 オ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 カ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 キ 自動車車庫の用に供する立体的施設 ク アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 ケ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 コ 汚物処理施設、ゴミ焼却処理施設、産業廃棄物処理施設その他これらに類する処理施設	イからコまでに掲げる工作物・・・高さ10メートル又は築造面積1,000平方メートル（建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートル） ただし、増築又は改築にあつては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。

アの柵、塀、擁壁の場合

図 2-3 擁壁の例



イ～コの工作物の場合

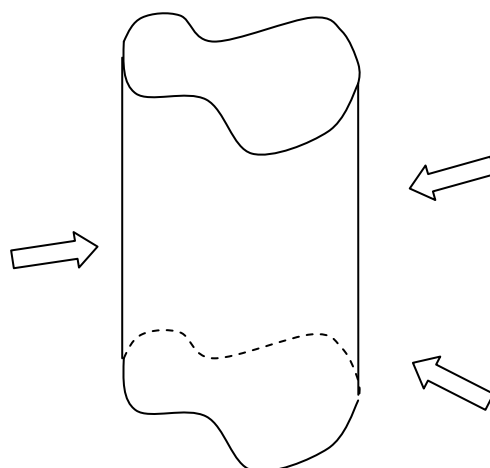
基本的には建築物と同様の扱い

(4) (3)の工作物の修繕、模様替え又は色彩の変更

届出対象行為	規 模
(4) 工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の2分の1

水平投影面に曲線があるような工作物の場合は、変更割合が最大となる立面について、判断する。

図 2-4 不定形オブジェ等の例



(5) 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）

(6) 土地の形質を変更する行為

届出対象行為	規 模
(5) 開発行為で当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	土地の面積にあつては 3,000 平方メートル、法面、擁壁の高さにあつては 3メートル
(6) 土地の形質を変更する行為で右欄に掲げる規模を超えるもの	

(5)と(6)の違い

(5)の都市計画法に規定される開発行為は、「建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更」とあるように、建築物の建築や特定工作物の建設を本来目的として、土地の区画形質を変更する行為である。

(6)については、(5)に該当するものを除いて、目的が何であるかを問わず、結果として土地の形質の変更を行うものが対象となる。

※面積・高さの扱い

(5)又は(6)の行為の場合、法面や多段地盤面が発生する場合も多いことから、面積については水平投影面で、また、高さについては鉛直投影面での数値を使用する。

【特定工作物】

都市計画法

第4条

- 11 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第1種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第2種特定工作物」という。）をいう。
- 12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

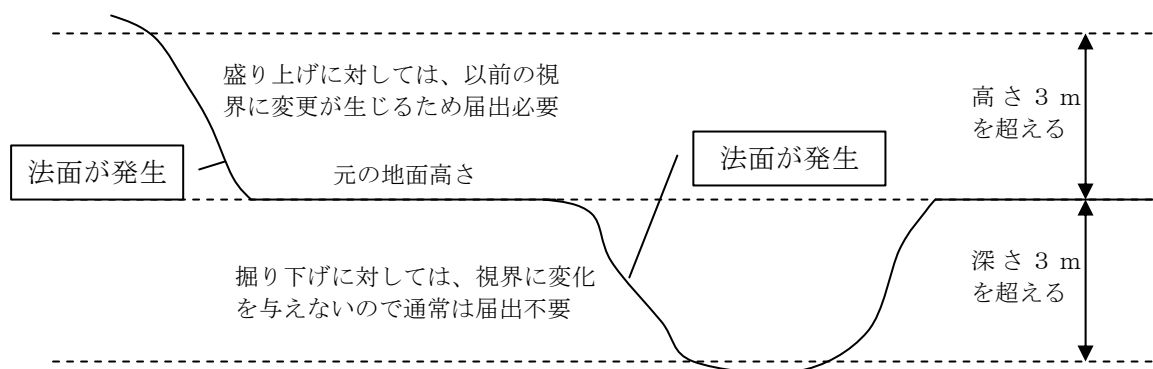
都市計画法施行令

（特定工作物）

第1条 都市計画法（以下「法」という。）第4条第11項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

1. アスファルトプラント
 2. クラッシャープラント
 3. 危険物の貯蔵又は処理に供する工作物
- 2 法第4条第11項の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が1ヘクタール以上のものとする。
1. 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物
 2. 墓園

図 2-5 土地の形質の変更の例



(7) 屋外における堆積行為

届出対象行為	規 模
(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件を60日間を超えて堆積する行為で右欄に掲げる規模を超えるもの（雪の堆積を除く）	土地の面積が3,000平方メートルかつ当該行為に伴い生じる堆積物の高さが3メートルを超えるもの

(6)と(7)の違い

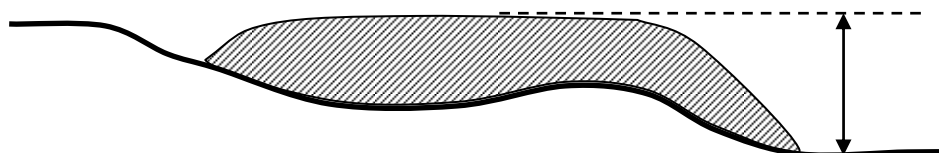
(6)については、土地の形質の変更(切り盛り土等)に関する行為について対象とするが、(7)については土石、廃棄物、再生資源その他の物件を堆積する場合で、この物件を除去することで原状に復帰できる場合を対象とする。但し、届出対象以下の規模での(6)に該当する行為であっても、ここに(7)に該当する物件を堆積する場合で、鉛直投影面において最大の高さが3メートルを超えるときは届出の対象行為となる。

なお、掘り込み地面に物件を堆積する場合は、元地盤面を高さの基準点とすることを基本とするが、掘り込みにより新たな地盤面を造成する行為として解釈できる場合は、新たな地盤面を高さの基準点とする場合もある。この判断については、新たな地盤面が周辺環境と調和性がある場合は、地盤面の造成として(6)に該当するものとする。

図 2-6 堆積と土地の形質の変更の相関の例

■現況地盤に堆積する場合

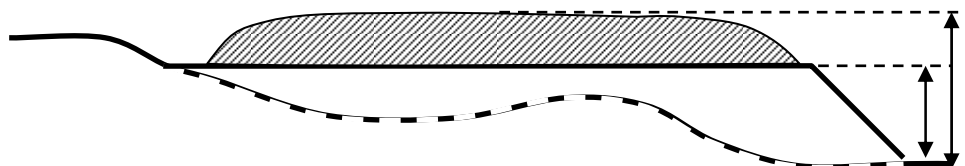
(7)に該当し、3メートルを超えると届出が必要



■現況地盤を盛り土により平坦化し、この上に堆積する場合

⇒のり面高②が3メートルを超える場合は(6)に該当し届出が必要

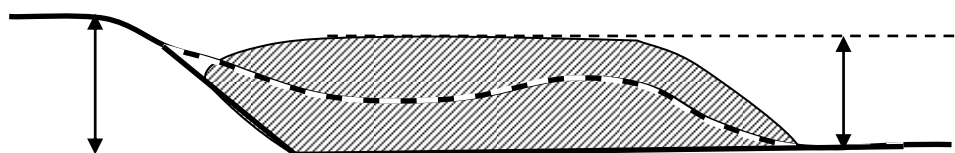
⇒②が3メートル以下であっても、③が3メートルを超える場合は(7)に該当し届出が必要



■現況地盤を切り下げにより平坦化し、この上に堆積する場合

⇒のり面高④が3メートルを超える場合は(6)に該当し届出が必要

⇒⑤が3メートルを超える場合は(7)に該当し届出が必要



3 届出を要しない行為

(1) 高さ不算入に係る行為【条例施行規則第8条第1項第5号】

建築物の高さにあつては、次のイ又はロのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ又はロに定めるところによる。

イ 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

ロ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為【法第16条第7項第1号】

一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

二 仮設の工作物の建設等

三 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等

景観法施行規則

（物干場その他の工作物）

第四条 景観法施行令（以下「令」という。）第八条第四号ロ（2）の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一 道路（私道を除く。以下同じ。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物

二 消火設備

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）

景観法施行規則

（物件の堆積の高さ）

第五条 令第八条第四号ロ(4)の国土交通省令で定める高さは、一・五メートル以下とする。

(5) 特定照明

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

(3) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置

(4) 土地の開墾

(5) 森林の皆伐

(6) 水面の埋立て又は干拓

(3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為【法第16条第7項第2号】

(4) 景観法の条項に定められた行為又は許可を受けて行う行為【法第16条第7項第3号～10号】

- 三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
- 四 景観計画に第八条第二項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第五号ハ（1）から（6）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第五号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 八 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

景観法施行令

（届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為）

第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第三項第二号の制限で景観計画に定められたもののすべてが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

(5) その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為【法第16条第7項第11号】

■政令で定める行為

景観法施行令

（届出を要しないその他の行為）

第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二号イ又はロ（第二十四条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- 三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第四十三条第一項若しくは第二百五条第一項の許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係る行為、同法第六十七条第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為
- 四 屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

■条例で定める行為

景観づくり条例第14条

- (1) 届出を要する行為として規則で定める行為以外の行為
- (2) 景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為

4 面積及び高さの算定方法

かみふらの景観づくり条例施行規則

第8条 次の各号に掲げる面積及び高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 延べ面積 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する面積による。
- (2) 築造面積 建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する面積による。
- (3) 外観の面積 立面ごとの鉛直投影面積の合計による。
- (4) 緑地の面積 次の表に掲げる緑化の区分に応じ、同表に掲げる算定方法により算定した面積の合計による。

緑化の区分	算定方法
区画された土地の緑化又はプランターその他これに類するものの設置による緑化(生垣及び菜園の設置を含む。)	樹木、草花若しくは芝その他の地被植物(以下「樹木等」という。)が植栽されている部分又は樹木等が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分又はこれらと一体をなす園路、池その他の附帯施設の部分の水平投影面積の合計
単独の樹木による緑化	樹冠(樹木の枝葉によって形成されている部分をいう。)の水平投影面積又は単独の樹木を植栽した場所を中心とし、成木に達したときの樹高の4分の1の長さを半径とする円の面積

- (5) 建築物及び工作物の高さ 建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面からの最高の高さによる。ただし、建築物の高さにあつては、次のイ又はロのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ又はロに定めるところによる。
 - イ 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。
 - ロ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

(1) 延べ面積

建築基準法施行令第2条第1項第4号～ 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。

(2) 築造面積

建築基準法施行令第2条第1項第5号～ 工作物の水平投影面積による。

(3) 外観の面積

基本的に立面ごとの鉛直投影面積の合計によるが、曲面の多用された建築物・工作物については、その扱いはその都度定める。

(4) 緑地の面積

表中のとおり。

(5) 高さ非算入の特例

表中のとおり。

5 段階ごとに必要な書類・資料

前項の事務の流れにおいて、次のような資料や書類が必要になりますので準備ください。届出前の事前相談や事前協議においては、略図やスケッチ、写真などの簡易なもので済む場合もあります。

但し、届出や規制を逃れるために虚偽の行動をすると、発覚時点で中止などの行政処分と罰則が科せられますので注意ください。

表 5-1 段階ごとに必要な書類・資料の例

※表中の○付き番号は、図 7 に対応

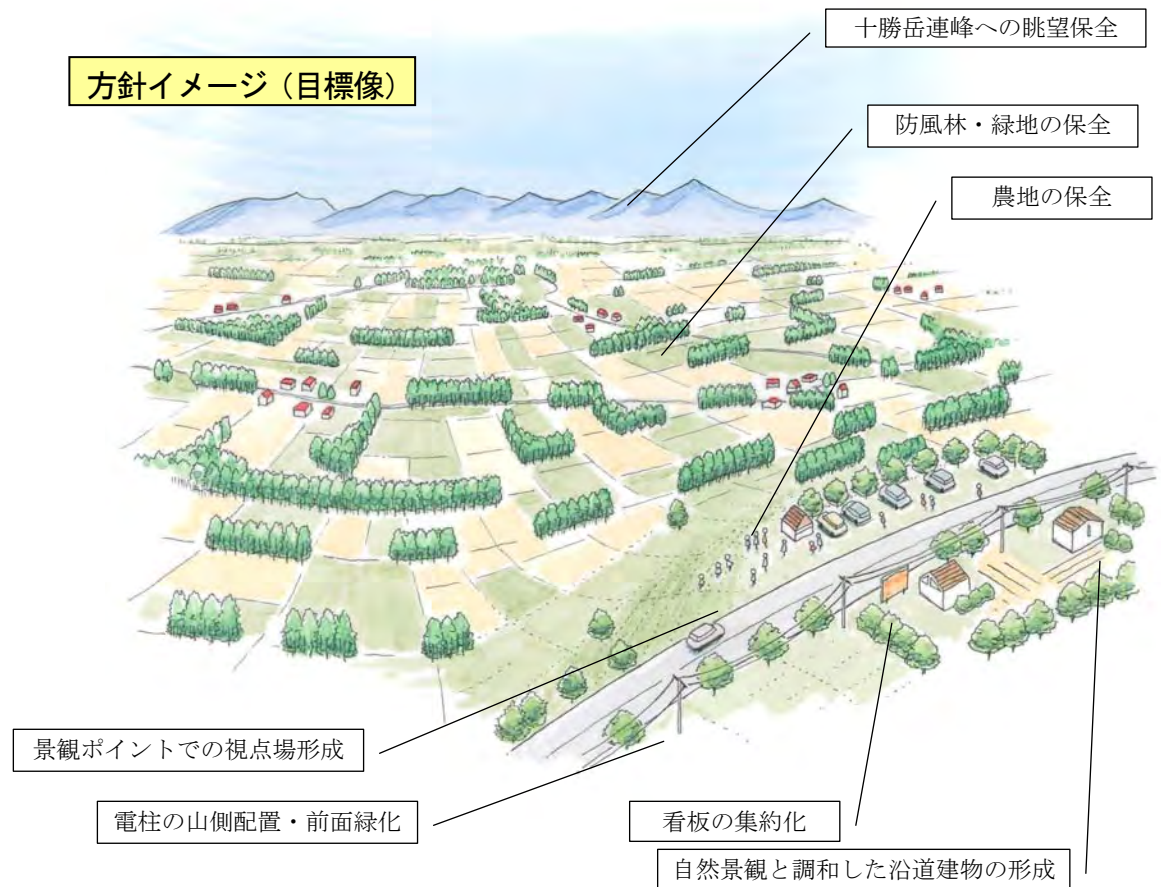
	段階	必要書類・資料の例	備考
	計画立案	計画内容(位置・配置、規模、形態意匠、敷地・用地状況等)を整理する。	別表 1、2 を考慮すること
	事前相談	①の内容を説明できる書類・資料を作成する。	面積・高さ等数値を明確にする
—	事前協議	②の事前相談で不足する書類・資料を補足する。	書類で説明しにくいものは現地立会説明も可
	届 出	表 2 に指定する書類・資料を作成し届け出る。	設計者又は施工業者に依頼が必要
	住民説明	景観行政団体(町)から要請があった場合は、住民説明会等を開催し、出席者や内容を文書で記録する。	町から提出の指示があれば提出
	変更届	勧告(協議)、変更命令等が出された場合は、対応する内容の書類・資料を作成し変更を届け出る。	届出から変更する部分のみの追加提出

表 5-2 条例施行規則別表 2 (第 7 条、第 9 条関係)

行為	図書		
	種類	縮尺	内容
<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第 16 条第 1 項第 1 号関係) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第 16 条第 1 項第 2 号関係) 電線路等(法第 16 条第 1 項第 4 号関係) 	付近見取図	1/2,500 程度	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
	配置図	1/200 程度	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
	各階平面図	1/100 程度	建築物である場合に限り、各階ごとの平面図
	立面図	1/100 程度	建築物又は工作物の彩色が施された 2 面以上の立面図
	現況写真	—	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真
	その他必要と認める図書		
<ul style="list-style-type: none"> 開発行為(法第 16 条第 1 項第 3 号関係) 土地の形質の変更(法第 16 条第 1 項第 4 号関係) 土石、廃棄物、再生資源等の堆積(法第 16 条第 1 項第 4 号関係) 	付近見取図	1/2,500 程度	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	地籍図	1/2,500 程度	当該行為を行う土地の筆ごとの境界及び地番を表示する図面
	平面図	1/200 程度	変更前及び変更後の土地の形状又は設置物の形状を表示する図面
	断面図等	1/200 程度	変更前及び変更後の土地の形状又は設置物の形状を表示する図面
	現況写真	—	当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示すカラー写真
	その他必要と認める図書		

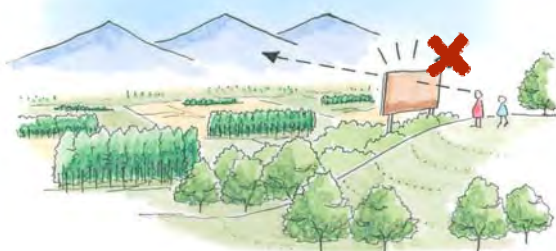
6 景観パターンごとの基本方針(景観づくり計画から)

A：街道景観

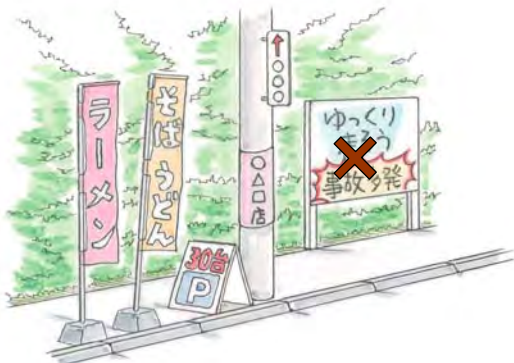


× 目標から景観が大きく外れてしまわないように「ルール(景観形成基準)」

●眺望を阻害する行為の制限



観光スポットや沿道で乱立する看板やのぼりの自主的な規制や集約化



●山麓の樹林の保全と稜線を分断する行為の回避

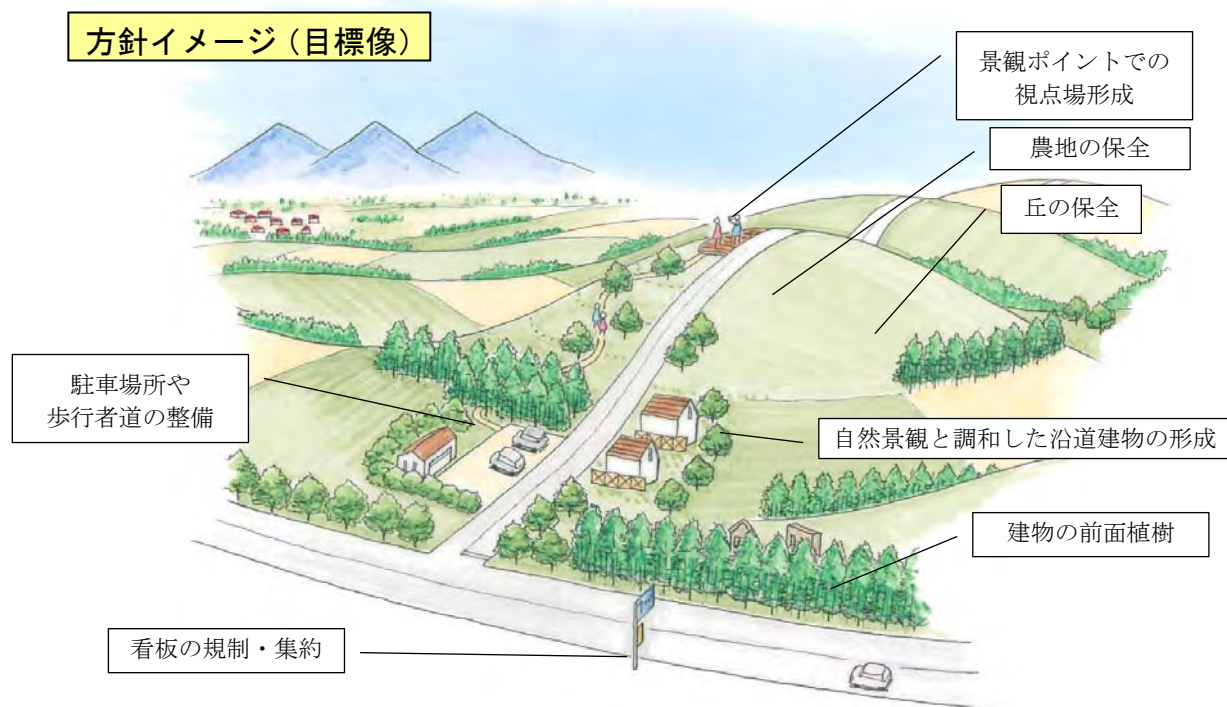


そのほかにも

- 大きな建物には目立ちすぎる派手な色彩は使わない。
- 景色の邪魔にならないよう、電柱・電線などは山側配置や前面植樹を行う。

などの配慮が必要です。

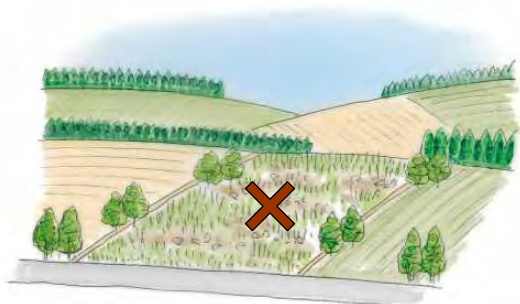
B：丘陵・田園景観



× 目標から景観が大きく外れてしまわないように「ルール(景観形成基準)」

● 耕作放棄地を無くし農地活用を図る

沿道で廃車・廃屋が放置されている場合、撤去や前面植樹で目につかないよう工夫



景観に配慮した鉄塔などの配置
(代表的視点から見えない位置にする)

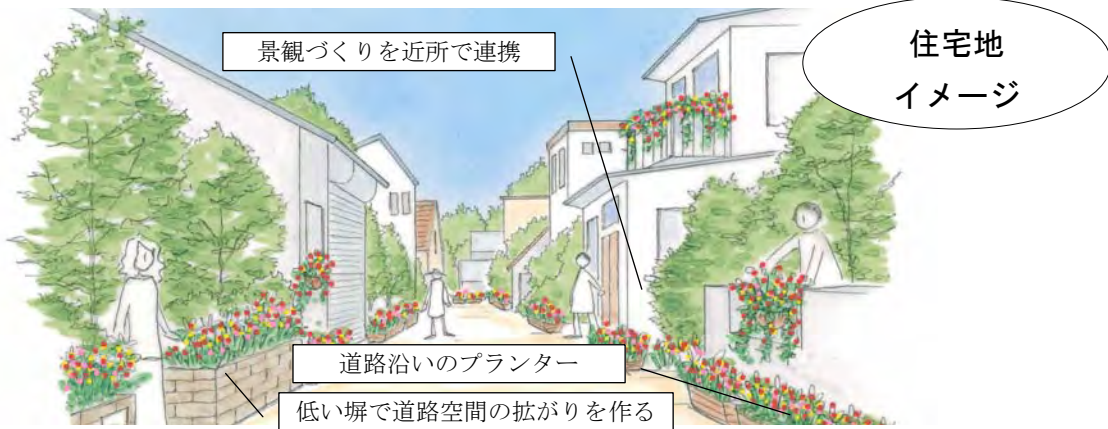
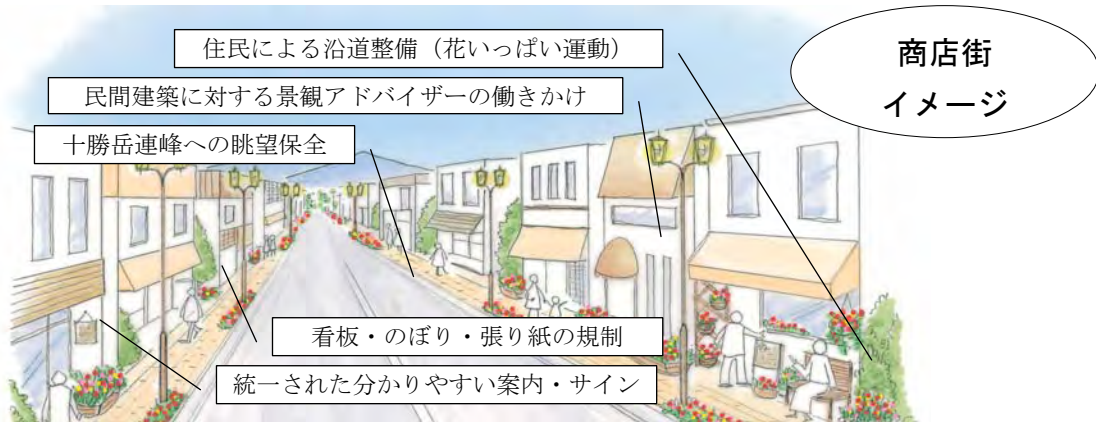


派手なのぼり旗や自動販売機は設置規制や色彩の変更などを図る



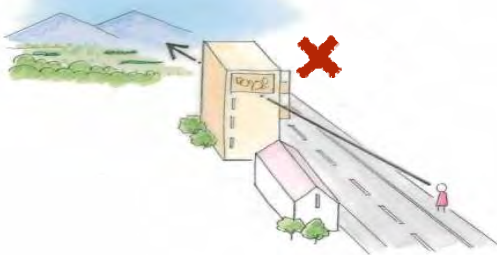
C : 市街地景観

方針イメージ（目標像）



× 目標から景観が大きく外れてしまわないように「ルール（景観形成基準）」

●十勝岳への眺望確保



●景観アドバイザーによる建物の調和（街並みから浮いた建物の建築抑制）



●歩道上などの立て看板やのぼりの自主的規制

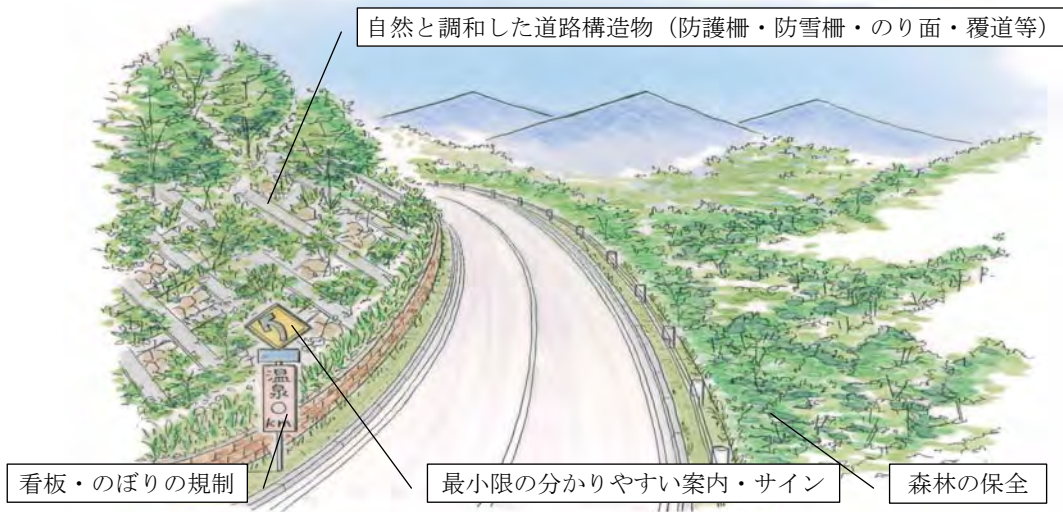


●表通りにゴミ箱を置かない等の工夫。



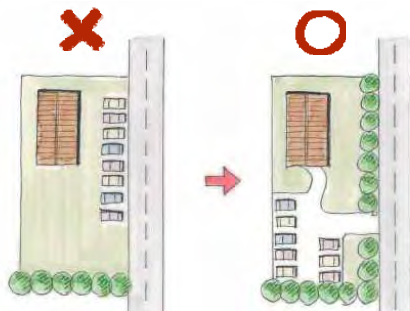
D：山岳景観

方針イメージ（目標像）

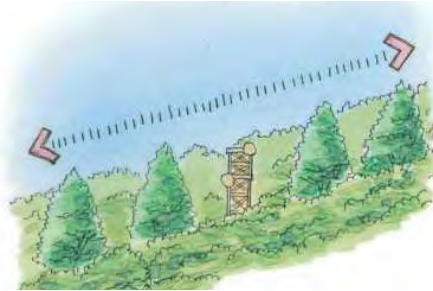


× 目標から景観が大きく外れてしまわないように「ルール（景観形成基準）」

道路に面した建物配置や駐車場配置を避け、アプローチを設ける工夫を。



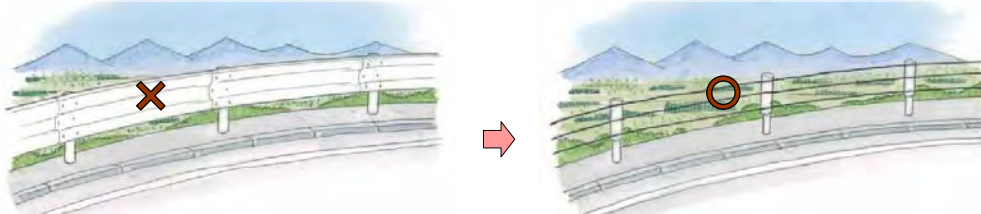
鉄塔などの設置の際は、山の稜線を乱さないように。



夏場は邪魔な矢羽根や防雪柵を、収納式の矢羽根や防雪柵にすることで対処。



● 景色より目立つ防護柵ではなく、透過性の高い形状や目立たない色彩で対処。



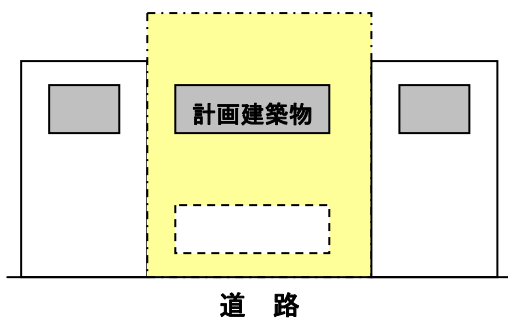
7 景観形成の基準解説(景観づくり計画から)

「建築物及び工作物」については「**建築物等**」と表示します。

(1) 建築物等の位置・配置

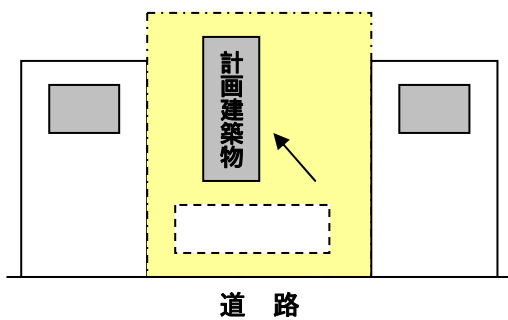
[景観形成の配慮事項]

- (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置としてください。
- (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置としてください。



[事例]

周辺景観との調和に配慮して、計画建築物を道路から離して置いた例（配置図）



[事例]

周辺景観との調和に配慮して、計画建築物等を長軸方向と道路方向を直角にして置いた例（配置図）

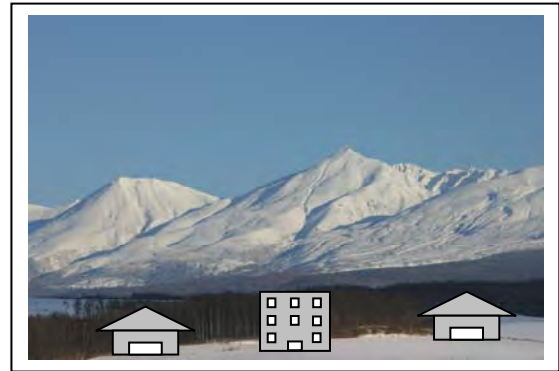
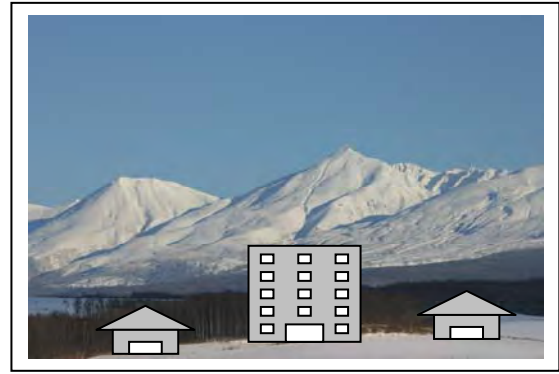
[考え方]

それぞれの地域の景観は長い年月をかけて形成された自然とこれまでの人々の営みによって築かれた地域固有の特性を伝えています。

そうした地域において建築物等の建設や改築などを行うにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺の状況を充分把握したうえでその地域にふさわしい計画や設計をすることが大切です。

計画敷地の選定にあたっては、計画している建築物等が機能を有効に発揮できるかなどとあわせて、地域の特性や周辺景観との調和や遠くに地域の良好な景観資源があるときは、周辺からの眺望を想定して計画建築物がその景観に対する眺望をどの程度影響を与えるかについても検討をする必要があります。また、計画敷地内のどこにどのような向きで建築物等を置くかは、周辺に与える影響が大きいため、調和に配慮する必要があります。

計画敷地内には建築物等の本体以外にも、附属する駐車場、物置等様々なものが計画されます。それらの置き方や相互の位置関係についても地域の特性や周辺景観との調和に配慮が必要です。



[事例]

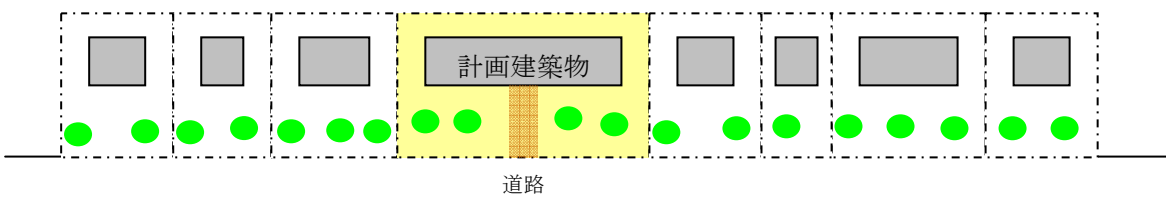
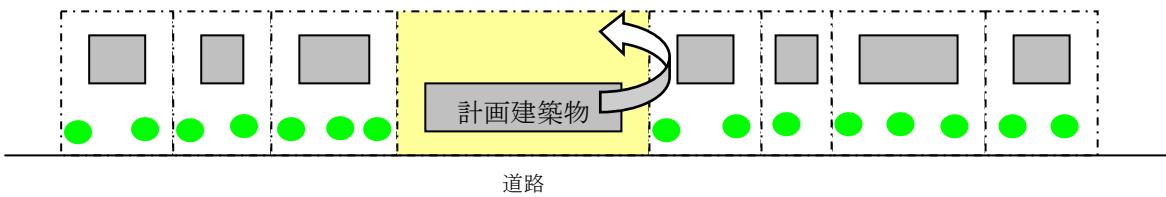
周辺景観との調和に配慮して、計画建築物を道路から離して置いた例（合成写真）

[事例]

周辺景観との調和に配慮して、計画建築物等を長軸方向と道路方向を直角に配置し高さを抑えた例（合成写真）

[景観形成の配慮事項]

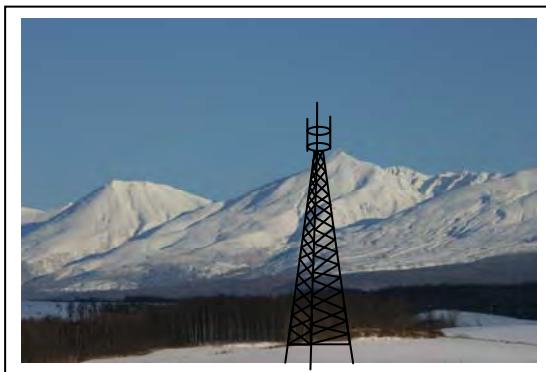
- (3) 市街地においては、周辺建物と合わせた壁面配置を基本としてください。ただしセットバックしてオープンスペースを確保する場合はこの限りではありません。
- (4) 郊外部においては、道路に面した建物配置を避け、前庭・アプローチ路を設けることを基本とし、不可能な場合には建物前面に植樹を行ってください。
- (5) 工作物においては、道路に面した配置を避け、不可能な場合には前面に植樹を行ってください。



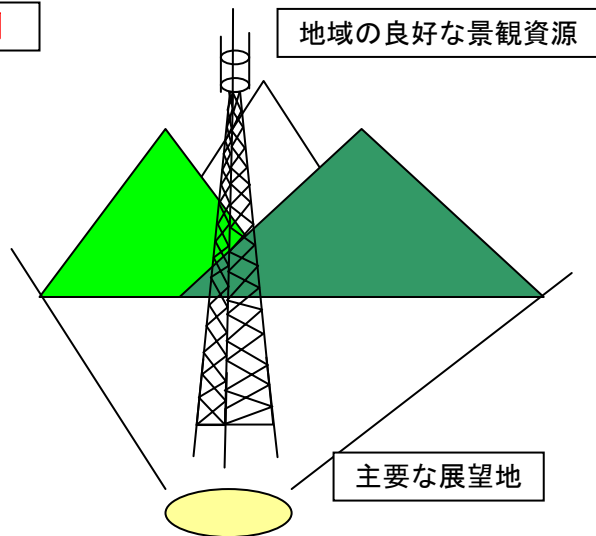
[勧告・協議基準]

- (1) 建築物等の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。
- (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。

勧告想定事例



合成写真



[考え方]

「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」を結ぶ線上で展望地に比較的近い位置に建築物等を建設する場合は、建築物等として規模の大小にかかわらず、この景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するときは、**勧告・協議基準**に該当します。

勧告想定事例



合成写真

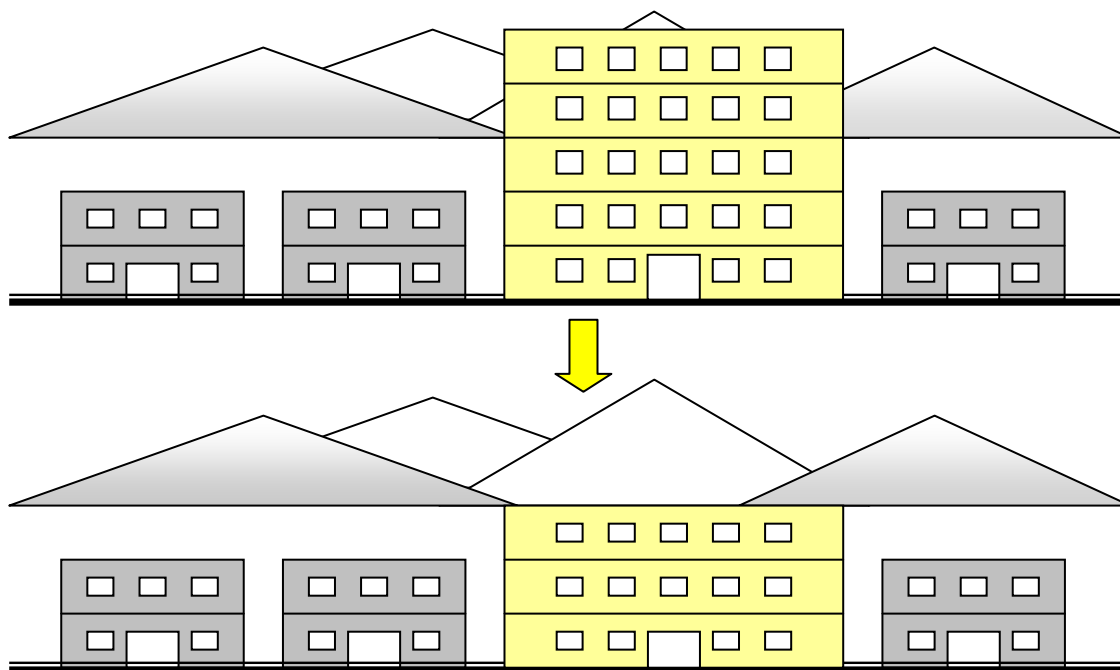
[事例]

地域の良好な景観資源である歴史的建築物の近くに建造されているこの工作物は、この景観資源に対する眺望を著しく阻害しています。

(2) 建築物等の規模

【景観形成の配慮事項】

- (1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模としてください。
- (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模としてください。
- (3) 高さは、周辺景観から突出しないよう機能上やむを得ない場合を除いて 15m以下（塔屋、給水塔などの付属物を含む）にしてください。



【勧告・協議基準】

- (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観と調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。
- (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。

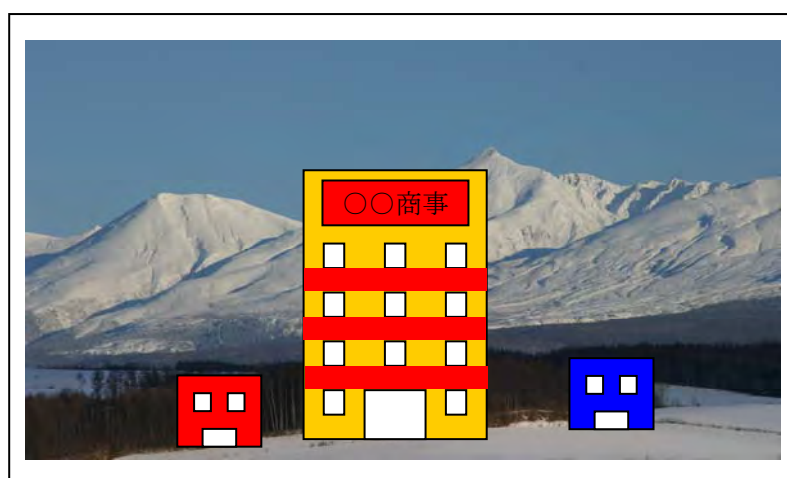
【考え方】

建築物等の規模は各部分の高さ、横幅及び奥行きの数値で表すことが出来ますが、この数値のうち実際に見る位置から感じる規模に影響するのは、その位置から見た高さとなり、横幅となります。例えば、道路から見た建築物の高さを一定にすることで、建物のスカイラインを揃えてまとまりと開放感を確保し、良好な景観が形成されている地域において、計画建築物の高さが突出して周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するときは、**勧告・協議基準**に該当します。

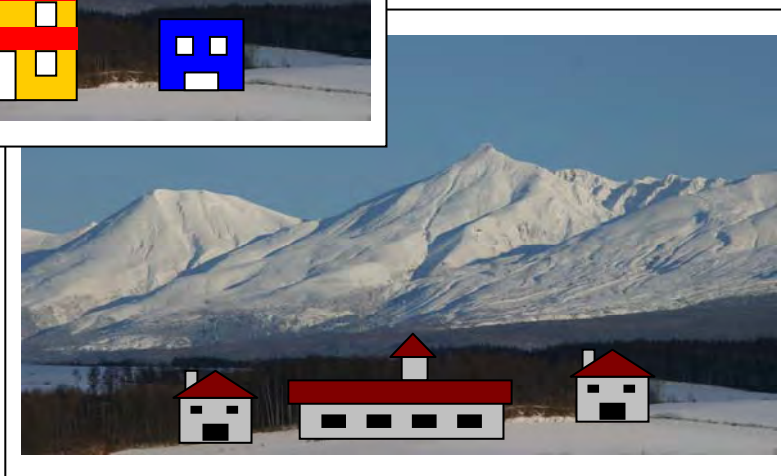
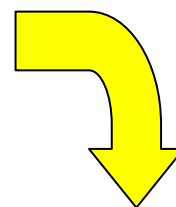
(3) 建築物等の形態意匠

【景観形成の配慮事項】

- (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠としてください。
- (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望を阻害しない形態意匠としてください。特に稜線から突出しないように高さを抑えてください。
- (3) 外観は、周辺景観と調和する目立たない色彩とし、彩度は7以下としてください。また、原色の使用を避けてください。
- (4) 壁面や屋根及び工作物への文字やイラストなどは止め、屋号やワンポイントのロゴマークに留めてください。



勧告・変更命令等想定事例



【勧告・協議基準】

- (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

【変更命令基準】

- (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。

【考え方】

建築物等の形態意匠及び色彩は、周辺の景観に大きな影響を与えます。特に稜線から突出したり外観に原色を使用したり文字を入れることで地域の特性や周辺景観を著しく損なわれたりしないよう配慮が必要です。

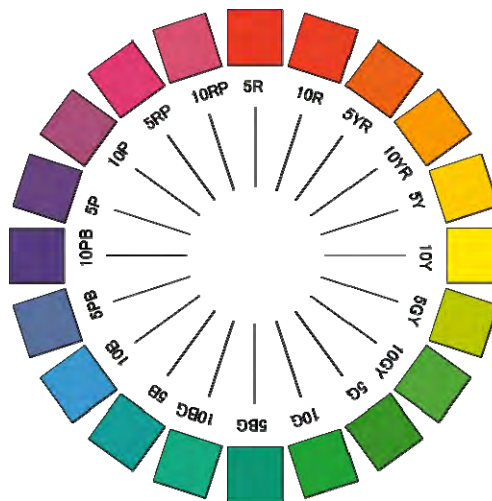
色の表示方法

■色は3要素

マンセル値では(1) 色相 (色合い)、(2) 明度 (明るさ・暗さ)、(3) 彩度 (鮮やかさ) の3要素で表す。

(1) 色相(Hue)

葉っぱは緑、空と海は青、ラベンダーは紫、イチゴは赤、ひまわりは黄というように誰でも物の「色合い」を思い浮かべることが出来ます。この色合いをマンセル値ではG(緑:グリーン)、B(青:ブルー)、P(紫:パープル)、R(赤:レッド) Y(黄:イエロー) の5つで表し、更に中間に YR、GY、BG、PB、RP)の5つを設けた。さらにそれらの色相を10で分割した計100色相で表わした。例えば Y R (黄赤:オレンジ色) というふうに表します。YとGを組み合わせると黄緑、BとGで青緑というように組み合わせをつないでいくと右の図の「色相環 (しきそうかん)」(hue circle)と呼ばれる輪ができます。



(2) 明度(Value)・(3) 彩度(Chroma)

下の図は色相環から 10 Y R を取り出し明度と彩度をさまざまに調整してならべたものです。彩度は横方向の変化で、色の鮮やかさを表します。色相環から取り出した色は右端の14ですが、この数値を小さくしていくと、だんだんくすんだ色になり、ゼロになると色合いのないグレーになります。明度はこのうち縦方向の変化で、色の明るさ、暗さを表します。数値が大きいと明るく(白っぽく)、小さいと暗く(黒っぽく)なることが分かります。

■マンセル値の見方

3要素を【色相・明度/彩度】の順に表します。

右の赤い囲みの色は

【5 Y 6 / 10】

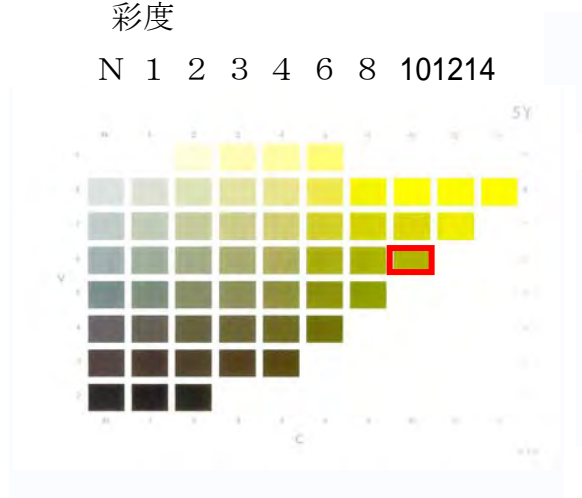
5ワイ6の10と読み、色相がイエロー、明度6、彩度10の色を表します。

明度

9
8
7
6
5
4
3
2

彩度

N 1 2 3 4 6 8 10 12 14



[考え方]

外観の色については、色相（赤・オレンジ・黄色・黄緑・緑・青・青紫・紫・赤紫）にかかわらず、彩度は7以下となる意匠が基本となります。

建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき**勧告・協議基準に該当します**。

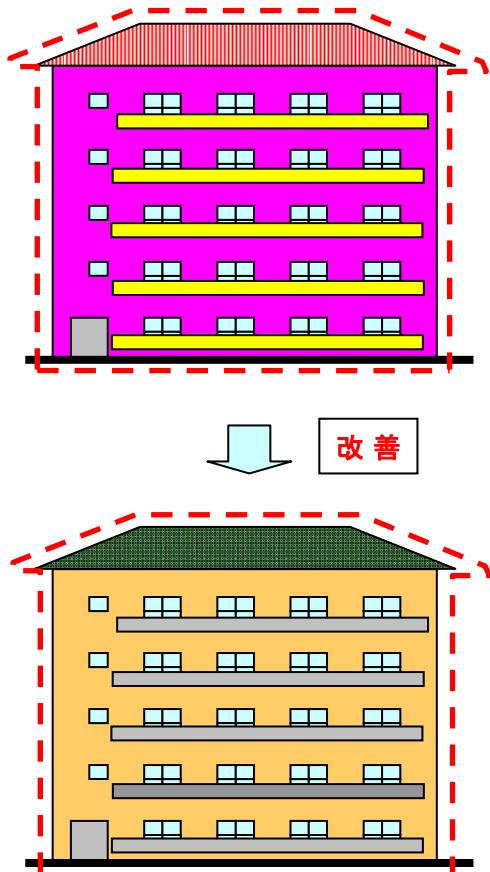
[事例]

屋根、塀、開口部など立面に表れるもの全て面積に含みます。また、壁面広告物については、適合部分として面積に含みます。

例えば下図のように、けばけばしい色彩（5RP5/12）の面積が、当該立面面積の全体面積の1/5を超えています。

下記立面図は、勧告・協議基準に該当する例です。

勧告・変更命令等想定事例



[等色相面]

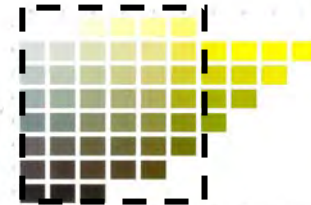
下の図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。

● 5 R（赤）（彩度7以下） ↓



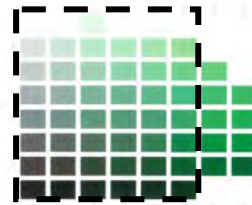
N 1 2 3 4 6 8 10 12 14

● 5 Y（黄）（彩度7以下） ↓



N 1 2 3 4 6 8 10 12 14

● 5 G（緑）（彩度7以下） ↓



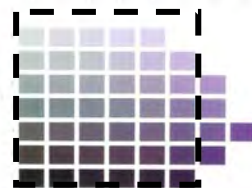
N 1 2 3 4 6 8 10 12 14

● 5 B（青）（彩度7以下） ↓



N 1 2 3 4 6 8 10 12 14

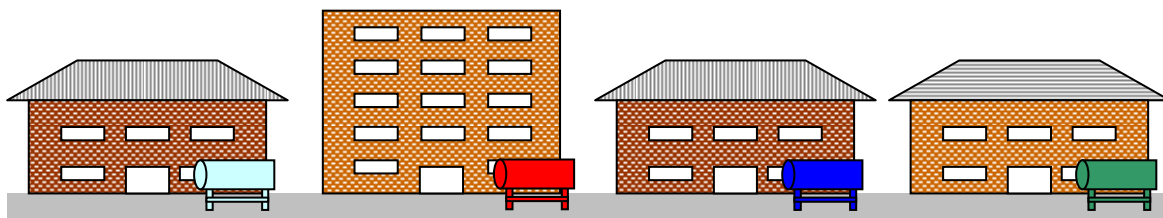
● 5 P（紫）（彩度7以下） ↓



N 1 2 3 4 6 8 10 12 14

[景観形成の配慮事項]

- (5) オイルタンクや室外機・屋上設備等など、建築物に附属する設備等は可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をしてください。
- (6) 作工物は、建築本体とのデザインの調和を図り、擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景に配慮してください。



[考え方]

建築物に附属する設備等が、建築物本から独立したり、目立ちすぎたりすると煩雑な印象を与える。特にオイルタンクや室外機などは、可能な限り目立たない位置に設置し、または目隠しをする工夫が必要になります。



[勧告・協議基準]

- (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。

(4) 敷地の外構・その他

[景観形成の配慮事項]

- (1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、特に道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮してください。
- (2) 敷地内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めてください。
- (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮してください。

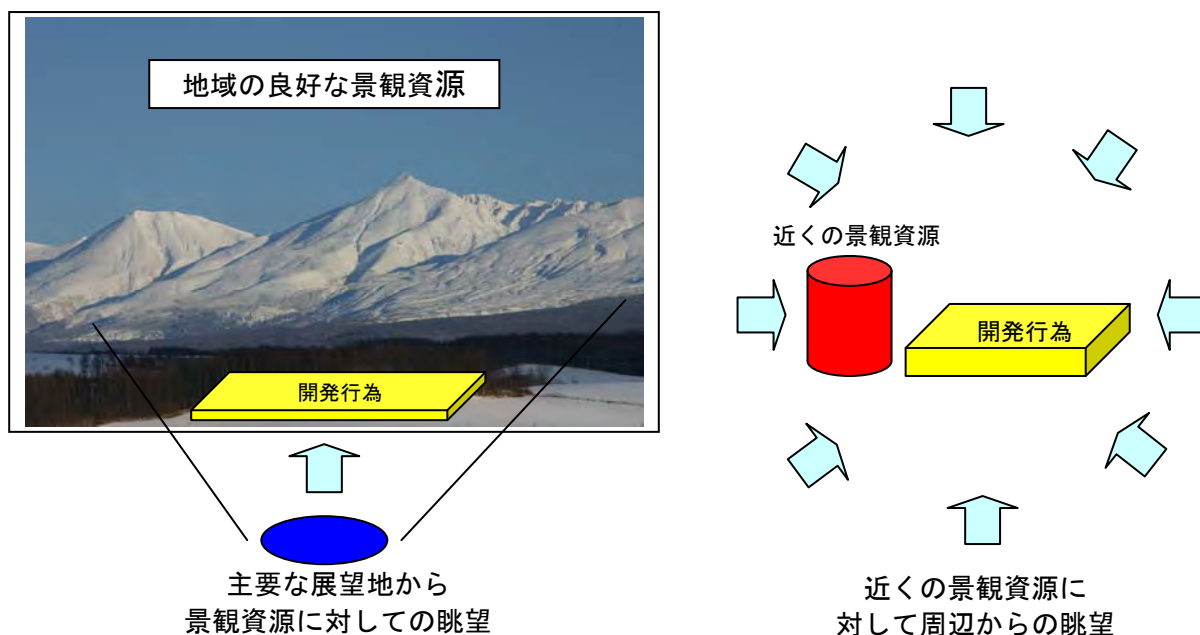
[勧告・協議基準]

- (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

(5) 開発行為の位置・配置

[景観形成の配慮事項]

- (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置としてください。
- (2) 十勝岳連峰、河川や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置としてください。
- (3) 道路その他公共の場所や町内の代表的な視点から見える部分での、のり面・擁壁などの構造物の配置はできるだけ避け不可能な場合には前面に植樹を行ってください。



[勧告・協議基準]

- (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。
- (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。

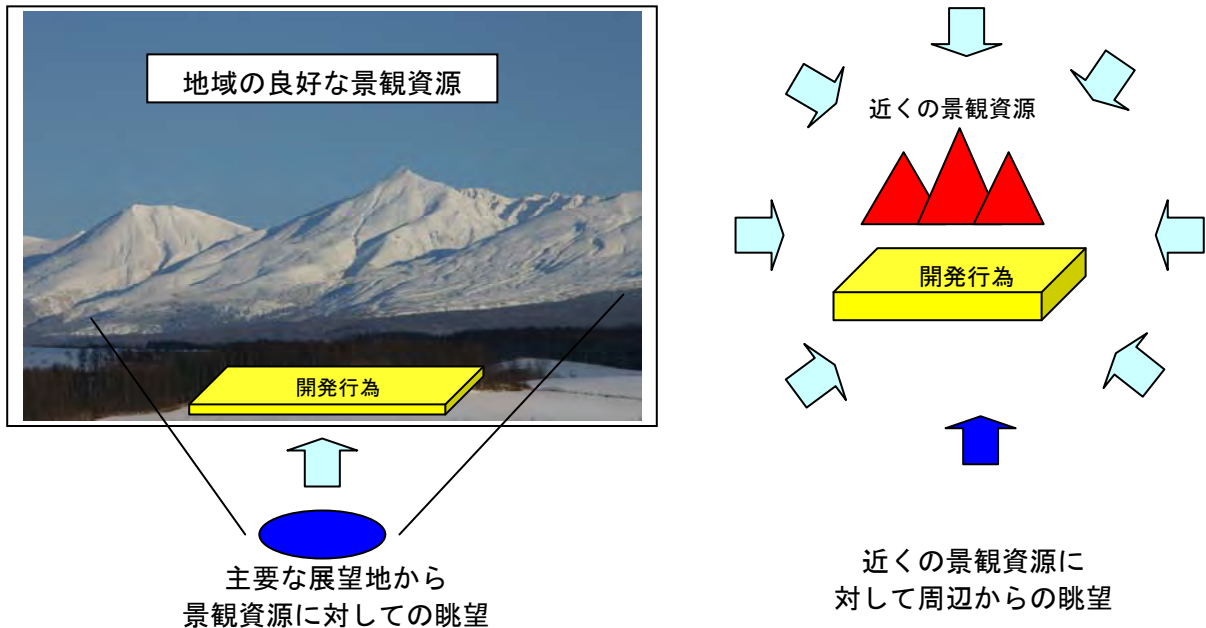
[考え方]

- (1) 良好な景観地域で開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺状況を充分把握してうえでその地域にふさわしい計画や設計をしてください。
- (2) 開発行為は周辺に与える影響が大きいため、地域の特性や周辺景観との調和に配慮する必要があります。
- (3) 「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」を結ぶ線上の位置で開発行為をする場合に、この景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。
- (4) 地域の良好な景観資源の近傍地で当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。

(6) 開発行為の規模

[景観形成の配慮事項]

- (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模としてください。
- (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模としてください。



[勧告・協議基準]

- (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。
- (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。

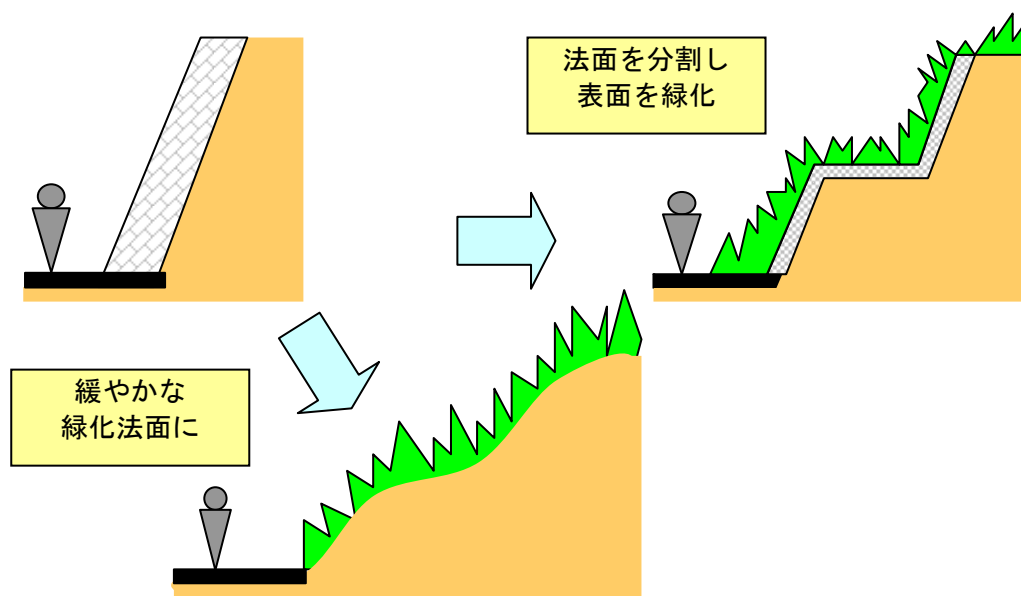
[考え方]

- (1) 良好な景観地域で開発行為をするにあたっては、地域の特性が失われたり、周辺の景観が損なわれたりしないように、周辺状況を充分把握したうえでその地域にふさわしい計画や設計をしてください。
- (2) 開発行為は周辺に与える影響が大きいため、地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすることが必要であります。
- (3) 「主要な展望地」と「地域の良好な景観資源」を結ぶ線上の位置で開発行為をする場合に、この景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。
- (4) 地域の良好な景観資源の近傍地で当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うときは、勧告・協議基準に該当します。

(7) 開発行為の形状・緑化等

【景観形成の配慮事項】

- (1) 十勝岳連峰や周辺景観との調和に配慮した形状としてください。
- (2) 開発区域内にある河川や水辺、表土や植生等は可能な限り保全し、活用をしてください。
- (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めてください。
- (4) 巨大な法面が発生しないよう配慮し、法面が生じる場合は自然地形に合わせて植栽してください。
- (5) 擁壁などの構造物については、壁面の緑化、前面の植栽や修景措置を行ってください。



【勧告・協議基準】

- (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (2) 河川や水辺、表土や植生等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
- (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観が著しく阻害するとき。

(8) 堆積物等

【景観形成の配慮事項】

- (1) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、資材置き場その他の物件の集積、堆積、貯蔵は出来るだけ止め、やむを得ない場合は、原則高さ3m以下とし、外周部に樹木を植栽するなど修景に努めてください。

【勧告・協議基準】

- (1) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、資材置き場その他の物件の堆積物において、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

8 勧告・協議と命令

(1) 特定届出対象行為

別表1に届出対象行為を規定(かみふらの景観づくり計画及びかみふらの景観づくり条例施行規則(以下「施行規則」という。)第6条別表1)しているが、この届出対象行為の内景観法(以下「法」という。)第17条の規定に基づき、かみふらの景観づくり条例(以下「条例」という。)第15条において法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為を「特定届出対象行為」と定めている。

町の「特定届出対象行為」は、別表1の中では(1)から(4)の行為である。

別表1の届出対象行為に対する「景観形成の基準」が景観づくり計画別表第2(本マニュアルにおいては別表2として添付)に示してあるが、景観形成の基準に適合させるために、「設計の変更その他の必要な措置を取ることを勧告することができる」(法第16条第3項)が、罰則がないことから強制力は小さい。

更に「特定届出対象行為」に対しては、「設計の変更その他の必要な措置を取ることを命令することができるよう規定(法第17条第1項)されており、この変更命令に違反するものについては、原状回復命令を出すことができ、これにも違反する場合は、罰則が適用される。

なお、この勧告又は命令をしようとするときには、条例第18条において「景観づくり推進会議」の意見を聞くよう規定している。

(2) 勧告等の判断の解釈基準

法第8条第2項第3号に基づき「かみふらの景観づくり計画」において、勧告、協議及び命令の対象となる行為制限について定めている。(具体内容については6景観形成の基準解説を参照)

この基本的な判断指標は次のとおりとする。

記述内容	基本的な判断指標
地域の特性や周辺景観との調和	土地利用の状況(住宅、商業地、農業、酪農、観光施設地区など)に適合した、又は違和感を持たせないこと。
主要な展望地	不特定多数の者が景観や眺望を目的に利用する公共の場所。さらに、民有地(施設)であっても、一般に利用を開放されている場合には配慮を要する。
地域の良好な景観資源	景観づくり計画に八景や8ポイントなど景観資源を例示してあるので参照のこと。なお、上欄の主要な展望地との位置関係にも配慮を要する。
眺望を大きく遮る	視界を面的に大きく狭める障害物を介在させること。
眺望を著しく阻害	眺望の中に異物的に加わることにより、現在の眺望を変質させるような場合のこと。十勝岳連峰の稜線や丘等景観対象物に対して、主要な展望地からの眺望を線的に切断する場合も含む。
周辺景観を著しく阻害	周辺環境との調和を欠くことにより、絶対多数の者に対して違和感又は不快感を与えるような場合のこと。

別表1 届出対象行為(施行規則第6条関係-景観づくり計画には要約版)

種別	届出対象行為	規 模
建築物(特定届出対象) (法第16条第1項第1号)	(1) 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築(増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、改築(改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。))又は移転	高さ10メートル又は建築面積1,000平方メートル(塔屋、給水塔などの付属物を含む) (都市計画区域内における建築物にあつては、高さ15メートル又は建築面積2,000平方メートル) ただし、増築又は改築にあつては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。
	(2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の2分の1
工作物(特定届出対象) (法第16条第1項第2号)	(3) 次に掲げる工作物(建築物を除く。以下同じ。)でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築(増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、改築(改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。))又は移転	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり
	ア 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物(法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港の用に供するものを除く。)	アに掲げる工作物・・・高さ3メートル
	イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物(景観法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港の用に供するもの並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するものを除く。)	イからコマまでに掲げる工作物・・・高さ10メートル又は築造面積1,000平方メートル(建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートル) ただし、増築又は改築にあつては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。
	ウ 煙突、排気塔その他これらに類する工作物	
	エ 物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	
	オ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物	
	カ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
キ 自動車車庫の用に供する立体的施設		
ク アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設		
ケ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設		
コ 汚物処理施設、ゴミ焼却処理施設、産業廃棄物処理施設その他これらに類する処理施設		
(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の2分の1	
開発行為(法第16条第1項第2号)	(5) 開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)で当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	土地の面積にあつては3,000平方メートル、法面、擁壁の高さにあつては3メートル
その他(法第16条第4号)	(6) (5)以外の土地の形質を変更する行為で右欄に掲げる規模を超えるもの	
	(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件を60日間を超えて堆積する行為で右欄に掲げる規模を超えるもの(雪の堆積を除く)	土地の面積が3,000平方メートルかつ当該行為に伴い生じる堆積物の高さが3メートルを超えるもの
	(8) 電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するもので右欄に掲げる規模を超えるもの	高さ10メートル

別表2 景観形成の基準(景観づくり計画[別表第2])

対象行為	区分	景観形成基準(配慮事項を含む)
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置としてください。 (3) 市街地においては、周辺建物と合わせた壁面配置を基本としてください。ただしセットバックしてオープンスペースを確保する場合はこの限りではありません。 (4) 郊外部においては、道路に面した建物配置を避け、前庭・アプローチ路を設けることを基本とし、不可能な場合には建物前面に植樹を行ってください。 (5) 工作物においては、道路に面した配置を避け、不可能な場合には前面に植樹を行ってください。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模としてください。 (3) 高さは、周辺景観から突出しないよう機能上やむを得ない場合を除いて15m以下(塔屋、給水塔などの付属物を含む)にしてください。
	(以下「形態又は色彩その他の意匠」という。)	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望を阻害しない形態意匠としてください。特に稜線から突出しないように高さを抑えてください。 (3) 外観は、周辺景観と調和する目立たない色彩とし、彩度は7以下としてください。また、原色の使用を避けてください。 (4) 壁面や屋根及び工作物への文字やイラストなどは止め、屋号やワンポイントのロゴマークに留めるよう努めてください。 (5) オイルタンクや室外機・屋上設備等など、建築物に附属する設備等は可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をしてください。 (6) 工作物は、建築物本体とのデザインの調和を図り、擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景に配慮してください。
	敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、特に道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮してください。 (2) 敷地内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めてください。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮してください。
開発行為	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置としてください。 (3) 道路その他公共の場所や町内の代表的な視点から見える部分での、のり面・擁壁などの構造物の配置はできるだけ避け、不可能な場合には前面に植樹を行ってください。
	規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模としてください。 (2) 十勝岳連峰、河川、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模としてください。
	形状・緑化等	(1) 十勝岳連峰や周辺景観との調和に配慮した形状としてください。 (2) 開発区域内にある河川や水辺、表土や植生等は可能な限り保全し、活用をしてください。 (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に努めてください。 (4) 巨大な法面が発生しないよう配慮し、法面が生じる場合は自然地形に合わせて植栽してください。 (5) 擁壁などの構造物については、壁面の緑化、前面の植栽や修景措置を行ってください。
その他	物堆積等	(1) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、資材置き場その他の物件の集積、堆積、貯蔵は出来るだけ止め、やむを得ない場合は、原則高さ3m以下とし、外周部に樹木を植栽するなど修景に努めてください。 (2) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)については、設置位置が景観に支障を及ぼさないよう配慮に努めてください。
勧告・協議・命令等		景観形成の基準から外れた場合は、勧告・協議・命令等をおこないます。

資料編

かみふらの景観づくり条例

平成22年9月16日条例第10号

かみふらの景観づくり条例（平成16年上富良野町条例第5号）の全部を改正する。

かみふらの景観づくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
 - 第2章 景観づくりの基本施策（第8条—第10条）
 - 第3章 景観づくり計画の策定（第11条）
 - 第4章 行為の届出等（第12条—第18条）
 - 第5章 景観重要建造物等（第19条）
 - 第6章 景観協定（第20条）
 - 第7章 景観づくり推進会議（第21条・第22条）
 - 第8章 支援及び表彰（第23条・第24条）
 - 第9章 雑則（第25条）
- 附則

上富良野町の景観は、十勝岳連峰をはじめとする恵まれた自然と気候や風土に合った農業を中心とした生活の営みの中から生まれてきました。この景観は多くの人々に感動を与えるばかりではなく、私たち町民の命を育む、天与の宝物です。

一方でこの素晴らしい景観に抱かれながら、開拓の頃より先人たちのたゆまぬ努力によって街が形成され、その表情はこの町の文化や歴史、産業活動など町民の生活によって刻まれてきました。

私たちが生きる社会は常に変化していくものですが、私たちは上富良野町の景観が町民の大切な宝物であることを深く認識し、その享受に対する感謝の気持ちは不変のものともちつづけなければなりません。そして次代を担う子どもたちが上富良野町を愛し誇りをもてるように、さらに快適で魅力ある町を創造していくことが、今の時代を生きる私たちに求められています。

ここに私たちは、景観法に基づく施策とともに、町民一人ひとりが景観づくりの担い手であることの自覚をもち、この素晴らしい景観を守り、育みながら、誰からも愛される町を創造していくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、上富良野町の自然と町民の営みによって育まれた美しい景観の形成に関し、基本理念を定め、並びに町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関して必要な事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、魅力と誇りに満ちた上富良野町の創造を図るとともに、地域の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観 臨場することによって得られる視覚による映像をいう。

- (2) 景観づくり 良好な景観を守り、育み、創造することをいう。
- (3) 町民 上富良野町の居住者及び土地又は建築物等の所有者又は占有者をいう。
- (4) 事業者 景観に関わる、又は景観に影響を及ぼす事業を行うすべての者をいう。
- (5) 景観づくり計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (6) 景観づくり計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。
- (7) 景観づくり重点地区 景観づくり計画区域のうち、上富良野町の景観づくりに特に重要な地区として、町が指定する地区をいう。
- (8) 景観づくり重点路線 景観づくり計画区域のうち、上富良野町の景観づくりに特に重要な通行道路として、町が指定する路線をいう。
- (9) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物(以下「建築物」という。)及び建築物以外の工作物のうち、規則で定めるもの(以下「工作物」という。)をいう。

(基本理念)

第3条 景観づくりは、上富良野町の景観が町民の誇りとなるよう推進されなければならない。

2 景観づくりは、優れた自然、地域産業、文化や歴史を重んじ、次代に継承するよう推進されなければならない。

3 景観づくりは、町民、事業者及び町の責務を明確にし、協働により推進されなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、景観づくりの担い手であることを認識し、自ら積極的な活動を行うとともに、町民相互に協力して景観づくりに寄与するよう努め、更に町が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が景観づくりに深い関わりをもつことを認識し、景観づくりに関する知識及び技術の向上並びに良好な景観の形成に自ら努め、更に町が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、景観づくりに関する町民の活動に協力するよう努めるものとする。

(町の責務と先導的役割)

第6条 町は、景観づくりを推進するため、総合的かつ計画的な施策の策定及び実施をしなければならない。

2 町は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者の意見が十分に反映するよう努めなければならない。

3 町は、事業主体となる公共施設の整備その他の公共事業の実施に当たっては、景観づくりに先導的な役割を果たさなければならない。

4 町は、町民の景観に対する意識の向上と景観づくりに関する知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(国又は地方公共団体との連携と協力の要請)

第7条 町長は、景観づくりを効果的に推進する必要があると認める場合、国又は他の地方公共団体が町の景観に関わる事業を実施する場合において、国及び他の地方公共団体と連携を図り、必要に応じて協力を要請するものとする。

第2章 景観づくりの基本施策

(景観づくり基本計画の策定)

第8条 町は、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため景観づくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 町は、基本計画を策定するとき又は変更するときは、あらかじめ上富良野町景観づくり推進会議の意見を聴かなければならない。

3 町は、基本計画を策定したとき又は変更したときは、これを速やかに公表しなければならない。

(公共事業景観づくり指針の策定)

第9条 町は、町が先導的に景観づくりを推進するため、町が事業主体となる公共施設の整備その他の公共事業に係る指針（以下「公共事業景観づくり指針」という。）を策定しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、公共事業景観づくり指針の策定及び変更について準用する。

(公共事業景観づくり指針の遵守)

第10条 町長は、公共事業景観づくり指針に基づき、町の公共事業を実施するものとする。

2 非常災害のために必要な応急措置として行う公共事業については、前項の規定は適用しない。

第3章 景観づくり計画の策定

(景観づくり計画)

第11条 町は、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、基本計画及び公共事業景観づくり指針に基づき、景観づくり計画を定めるものとする。

2 町は、景観づくり計画において、景観づくり計画区域内で特に景観づくりを推進する必要があると認められる場合は、景観づくり重点地区又は景観づくり重点路線（以下「重点地区等」という。）を指定することができる。

3 町長は、重点地区等を指定しようとするときは、あらかじめ当該重点地区等内の町民の十分な意見の反映に努めなければならない。

4 町は、重点地区等を指定しようとするときは、法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成に関する方針及び同項第3号に規定する行為の制限に関する事項を当該指定しようとする区域ごとに定めるものとする。

5 町長は、景観づくり計画を策定するとき又は変更するときは、あらかじめその素案について町民に公表し、その意見を反映させるほか、上富良野町景観づくり推進会議及び法第9条第2項の規定により都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

6 町長は、景観づくり計画を定めたとき又は変更したときは、法第9条第6項に規定する手続きを経て、これを速やかに公表しなければならない。

7 町民は、重点地区等として指定を受けるべき地区又は路線があると認めたときは、重点地区等の指定について町長に申出ることができる。

8 町は、前項に規定する申出を受けた場合は、当該申出を景観づくり計画に反映させることの是非を含め、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 行為の届出等

(届出等を要する行為)

第12条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表の行為とする。

2 法第16条第1項若しくは第2項による届出又は同条第5項の規定による通知(以下「行為の届出等」という。)は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(行為の届出に係る添付図書)

第13条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、規則で定めるものとする。

(届出を要しない行為)

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 届出を要する行為として規則で定める行為以外の行為
- (2) 景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為
(特定届出対象行為)

第15条 法第17条第1項の特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

(周辺住民への周知)

第16条 町長は、特定届出対象行為による届出があった場合において、必要があると認めるときは、その届出を行った者に対し、当該届出に係る行為の内容を周辺住民(当該届出に係る行為の場所の周辺に居住する者及び滞在する者並びに当該届出に係る行為の場所の周辺の土地又は建築物等に関する権利を有する者で、当該届出に係る行為による影響が及ぶおそれがあると町長が認める者をいう。以下同じ。)に周知するよう要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出のあった日から10日以内にしなければならない。
- 3 第1項の規定による要請を受けた者は、当該届出に係る行為を行う前に、説明会その他の適切な方法により周辺住民への周知を行い、その理解を得るよう努めるものとする。
- 4 前項の規定による周知を行った者は、町長から前項に係る記録の提出を求められたときは、これに応じるものとする。

(廃屋等の管理の要請)

第17条 町長は、重点地区等内の廃屋、空き地又は遊休地等(以下「廃屋等」という。)が、当該地区又は路線の景観を阻害していると認めるときは、当該廃屋等の所有者又は占有者に対し、景観づくりに配慮した管理を行うよう要請することができる。

(勧告又は変更命令の手続)

第18条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするとき、法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするとき又は第17条による要請をしようとするときは、あらかじめ、上富良野町景観づくり推進会議の意見を聴かななければならない。

第5章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定手続)

第19条 町長は、法第19条第1項及び第2項の規定により景観重要建造物を指定しようとするとき又は法第28条第1項及び第2項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ上富良野町景観づくり推進会議の意見を聴かななければならない。

- 2 町長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

第6章 景観協定

(景観協定)

第20条 法第81条第4項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。この場合において、併せて規則で定める図書を提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第84条第1項又は第88条第1項の認可について準用する。

第7章 景観づくり推進会議

(景観づくり推進会議の設置)

第21条 景観づくりを適切に推進するため、上富良野町景観づくり推進会議(以下「景観推進会議」という。)を置く。

2 景観推進会議は、この条例の規定に定められた事項及び町長の諮問に応じ景観づくりに関する事項を調査し、審議するものとする。

3 景観推進会議は、景観づくりに関し必要と認める事項を町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第22条 景観推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、景観推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 支援及び表彰

(支援)

第23条 町長は、景観づくりの推進に有効かつ必要があると認めるときは、町民又は事業者が行う次に掲げる事業又は活動に対して、景観推進会議の意見を聴いたうえで、技術的な支援又は予算の範囲内において必要な経費を一部助成することができる。

(1) 重点地区等内における景観づくりに係る事業又は活動

(2) その他景観づくりを推進するにあたって、町長が特に必要と認めた事業又は活動

(表彰)

第24条 町長は、景観づくりに著しく寄与したと認められる行為を行った者を上富良野町表彰条例(昭和58年上富良野町条例第9号)に基づく規定により表彰することができる。

第9章 雑則

(規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(景観づくり計画の事前策定)

2 景観づくり計画の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後のかみふらの景観づくり条例(以下「新条例」という。)第11条の規定の例により行うことが

できる。この場合においては、景観づくり計画の効力を生ずる日をこの条例の施行の日以後としなければならない。

(経過措置)

- 3 この条例の施行に際して、現に改正前のかみふらの景観づくり条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定により策定されている景観づくり基本計画及び第8条第1項の規定により策定されている指針は、新条例第8条第1項の規定により策定された景観づくり基本計画及び第9条第1項の規定により策定されている指針とみなす。
- 4 この条例の施行に際して、現に旧条例第12条第7項の規定による町民からの指定についての申し出があるときは、新条例第11条第7項に規定する申し出とみなす。
- 5 この条例の施行に際して、現に旧条例第18条第1項の規定により設置している上富良野町景観づくり推進会議は、新条例第21条第1項に規定する上富良野町景観づくり推進会議とみなす。

別表

区域	行為の内容
景観づくり計画において定める。	(1) 土地の開墾、土砂の採掘、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為を除く。) (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(期間が60日未満のもの及び雪の堆積を除く。) (3) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)

かみふらの景観づくり条例施行規則の全部を改正する規則

平成22年11月29日規則第20号

かみふらの景観づくり条例施行規則（平成16年3月22日規則第24号）の全部を次のように改正する。

かみふらの景観づくり条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及びかみふらの景観づくり条例（平成16年上富良野町条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（建築物以外の工作物）

第3条 条例第2条第9号に規定する建築物以外の工作物のうち規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物（法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港の用に供するものを除く。）
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港整備法第2条第1項に規定する空港の用に供するものを除く。）
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類する工作物
- (4) 物見塔、電波塔その他これらに類する工作物
- (5) 彫象、記念碑その他これらに類する工作物
- (6) 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (7) 自動車車庫の用に供する立体的施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設
- (10) 汚物処理施設、ゴミ焼却処理施設、産業廃棄物処理施設その他これらに類する処理施設
- (11) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)
- (12) その他町長が指定し、告示したもの
（景観づくり重点地区等の指定の申し出）

第4条 条例第11条第7項の規定による申し出は、景観づくり重点地区等指定申出書（別記様式第1号）を町長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申し出をする者は、申し出に関する区域内又は路線沿線に所在する世帯及び事業所総数の概ね過半数の賛意を証する書類を添付しなければならない。

（事前相談等）

第5条 景観づくり計画の区域内において法第16条第1項各号に規定する行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が同項の規定による届出を要する行為か否かについて町長に相談することができる。

2 町長は、前項の規定による相談があったときは、速やかに、当該行為が法第16条第1項の規定による届出を要する行為か否かを回答するものとする。

3 前項の規定により届出を要する行為であった場合、当該行為をしようとする者は、景観づくり計画との適合について町長と事前協議を行うことができる。

(届出を要する行為の規模)

第6条 法第16条第1項に規定する届出を要する行為の規模は、別表1のとおりとする。

(行為の届出等)

第7条 法第16条第1項第1号から第3号及び条例第12条の規定による届出は、別記様式第2号により、別表2に掲げる行為の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して行わなければならない。

2 法第16条第5項の規定による通知は、別記様式第3号により、別表2に掲げる行為の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に認めるときは、別表2に掲げる図書の添付を省略させることができる。

(面積及び高さの算定方法)

第8条 次の各号に掲げる面積及び高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 延べ面積 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する面積による。

(2) 築造面積 建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する面積による。

(3) 外観の面積 立面ごとの鉛直投影面積の合計による。

(4) 緑地の面積 次の表に掲げる緑化の区分に応じ、同表に掲げる算定方法により算定した面積の合計による。

緑化の区分	算定方法
区画された土地の緑化又はプランターその他これに類するものの設置による緑化(生垣及び菜園の設置を含む。)	樹木、草花若しくは芝その他の地被植物(以下「樹木等」という。)が植栽されている部分又は樹木等が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分又はこれらと一体をなす園路、池その他の附帯施設の部分の水平投影面積の合計
単独の樹木による緑化	樹冠(樹木の枝葉によって形成されている部分をいう。)の水平投影面積又は単独の樹木を植栽した場所を中心とし、成木に達したときの樹高の4分の1の長さを半径とする円の面積

(5) 建築物及び工作物の高さ 建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面からの最高の高さによる。ただし、建築物の高さにあつては、次のイ又はロのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ又はロに定めるところによる。

イ 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

ロ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

(変更の届出等)

第9条 法第16条第2項の規定による変更の届出又は同条第5項の規定による変更の通知は、別記様式第4号により、別表2に掲げる図書のうち当該変更の内容を明らかにする図書を添付して行わなければならない。

(変更命令等)

第10条 法第17条第1項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者は、同条第7項の規定に基づき、当該措置の実施状況を別記様式第5号により町長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第11条 法第17条第8項及び法第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、別記様式第6号とする。

(景観重要建造物の標識)

第12条 法第21条第2項の標識には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物である旨
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 指定年月日
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 前項の標識は、当該景観重要建造物の形態意匠にふさわしいものとし、当該景観重要建造物の敷地内で道路(私道を除く。以下同じ。)その他の公共の場所(以下「道路等」という。)から容易に望見できる場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の標識)

第13条 法第30条第2項の標識には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要樹木である旨
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 指定年月日
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 前項の標識は、当該景観重要樹木の樹容にふさわしいものとし、当該景観重要樹木の存する敷地内で道路等から容易に望見できる場所に設置するものとする。

(景観協定の認可)

第14条 条例第20条第1項の規定による申請は、別記様式第7号により行わなければならない。

2 条例第20条第1項の規則で定める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 景観協定の協定書
- (2) 景観協定の目的となる土地の区域(以下「景観協定区域」という。)を表示する図面
- (3) 法第81条第1項に規定する土地所有者等(以下「土地所有者等」という。)の全員(当該景観協定区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者を除く。以下同じ。)の景観協定に関する合意を証する書類
- (4) 土地所有者等の全員の氏名、住所及びその有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類
- (5) その他町長が必要と認める図書

3 町長は、第1項の申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その適否を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

(景観協定の変更の認可)

第15条 条例第20条第2項において準用する同条第1項の規定による法第84条第1項の認可の申請は、別記様式第8号により、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 変更後の景観協定の協定書
- (2) 景観協定区域を表示する図面(景観協定区域を変更する場合に限る。)
- (3) 土地所有者等の全員の景観協定の変更に関する合意を証する書類
- (4) 土地所有者等の全員の氏名、住所及びその有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類
- (5) その他町長が必要と認める図書

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その適否を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

(景観協定の廃止の認可)

第16条 条例第20条第2項において準用する同条第1項の規定による法第88条第1項の認可の申請は、別記様式第9号により、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 土地所有者等の過半数の景観協定の廃止に関する合意を証する書類
- (2) 土地所有者等の全員の氏名、住所及びその有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類
- (3) その他町長が必要と認める図書

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その適否を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

(景観推進会議の会長及び副会長)

第17条 上富良野町景観づくり推進会議(以下「景観推進会議」という。)に会長及び副会長を1人置き、委員が互選する。

2 会長は、景観推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 景観推進会議の会議は、会長が招集する。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 景観推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 景観推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 景観推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特別委員)

第19条 景観推進会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干名を置くことができる。

- 2 特別委員は、町長が任命する。
- 3 特別委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(景観推進会議の庶務)

第20条 景観推進会議の庶務は、建設水道課において処理する。

(景観推進会議への委任)

第21条 第17条から前条までに定めるもののほか、景観推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が景観推進会議に諮って定める。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行に際して、現に改正前のかみふらの景観づくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条第1項の規定により提出されている景観づくり重点地区等指定申出書（別記様式第1号）は、改正後のかみふらの景観づくり条例施行規則（以下「新規則」という。）第4条第1項の規定による申出書とみなす。
- 3 この規則の施行日前であっても、景観づくり計画の効力の発生する日以降に着手しようとする届出対象行為に関して、新規則第5条各項に規定する事前相談等を行うことができるものとする。

別表 1 (第 6 条関係)

種別	届出対象行為	規 模
建築物 (法第 16 条第 1 項第 1 号)	(1) 建築物 (建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。) でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築 (増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、改築 (改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、又は移転	高さ 10 メートル又は建築面積 1,000 平方メートル (塔屋、給水塔などの付属物を含む) (都市計画区域内における建築物にあつては、高さ 15 メートル又は建築面積 2,000 平方メートル) ただし、増築又は改築にあつては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下のものを除く。
	(2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の 2 分の 1
工作物 (法第 16 条第 1 項第 2 号)	(3) 次に掲げる工作物 (建築物を除く。以下同じ。) でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築 (増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、改築 (改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、又は移転	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり
	ア 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物 (法第 8 条第 2 項第 5 号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号) 第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設及び空港整備法 (昭和 31 年法律第 80 号) 第 2 条第 1 項に規定する空港の用に供するものを除く。)	アに掲げる工作物・・・高さ 3 メートル
	イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 (景観法第 8 条第 2 項第 5 号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号) 第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設及び空港整備法 (昭和 31 年法律第 80 号) 第 2 条第 1 項に規定する空港の用に供するもの並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するものを除く。)	イからロまでに掲げる工作物・・・高さ 10 メートル又は築造面積 1,000 平方メートル (建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル)
	ウ 煙突、排気塔その他これらに類する工作物 エ 物見塔、電波塔その他これらに類する工作物 オ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 カ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 キ 自動車車庫の用に供する立体的施設 ク アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 ケ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 コ 汚物処理施設、ゴミ焼却処理施設、産業廃棄物処理施設その他これらに類する処理施設	ただし、増築又は改築にあつては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下のものを除く。
	(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の 2 分の 1
開発行為 (法第 16 条第 1 項第 2 号)	(5) 開発行為 (都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 4 条第 12 項に規定する開発行為をいう。以下同じ。) で当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	土地の面積にあつては 3,000 平方メートル、法面、擁壁の高さにあつては 3 メートル
その他 (法第 16 条第 1 項第 4 号)	(6) (5)以外の土地の形質を変更する行為で右欄に掲げる規模を超えるもの	
	(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件を 60 日間を超えて堆積する行為で右欄に掲げる規模を超えるもの (雪の堆積を除く)	土地の面積が 3,000 平方メートルかつ当該行為に伴い生じる堆積物の高さが 3 メートルを超えるもの
	(8) 電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するもので右欄に掲げる規模を超えるもの	高さ 10 メートル

別表 2 (第 7 条、第 9 条関係)

行為	図書		
	種類	縮尺	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第 16 条第 1 項第 1 号関係) ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第 16 条第 1 項第 2 号関係) ・ 電線路等(法第 16 条第 1 項第 4 号関係) 	付近見取図	1/2,500 程度	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
	配置図	1/200 程度	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
	各階の平面図	1/100 程度	建築物である場合に限り、各階ごとの平面図
	立面図	1/100 程度	建築物又は工作物の彩色が施された 2 面以上の立面図
	現況写真	—	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真
	その他必要と認める図書		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為(法第 16 条第 1 項第 3 号関係) ・ 土地の形質の変更(法第 16 条第 1 項第 4 号関係) ・ 土石、廃棄物、再生資源等の堆積(法第 16 条第 1 項第 4 号関係) 	付近見取図	1/2,500 程度	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	地籍図	1/2,500 程度	当該行為を行う土地の筆ごとの境界及び地番を表示する図面
	平面図	1/200 程度	変更前及び変更後の土地の形状又は設置物の形状を表示する図面
	断面図等	1/200 程度	変更前及び変更後の土地の形状又は設置物の形状を表示する図面
	現況写真	—	当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示すカラー写真
	その他必要と認める図書		

景観づくり重点地区等指定申出書

年 月 日

（宛先）上富良野町長

（郵便番号 ）

申出者 住 所
氏 名
電 話（ ）.....

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名 〕

景観づくり重点地区等の指定について、かみふらの景観づくり条例施行規則第4条の規定により、所在する世帯及び事業所総数の概ね過半数の賛意を証する書類を添付して、申し出ます。

重点地区等の名称	
重点地区等の区域	
対象区域面積	
申出の理由	
備 考	

景観づくり計画区域内行為届出書

年 月 日

（宛先）上富良野町長

（郵便番号）

届出者 住 所

氏 名

電 話（ ）.....

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

かみふらの景観づくり計画の区域内における行為について、景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届出します。

区域の区分		
行為の場所	上富良野町	
着手予定日	年	月 日
完了予定日	年	月 日
行為の種類	□建築物	用途（ ） □新築 □増築 □改築 □移転 □外観の修繕又は模様替 □外観の色彩の変更
		□工作物
	開発行為	目的 □住宅（区画、最小区画面積 m ² ） □その他（ ）
	その他の土地の形質の変更	目的（ ）
	物件の堆積	目的（ ）
	□電線路・空中線系	目的（ ）
	届出内容に係る照会先	住 所 氏 名（名称及び担当者名） 電 話

- （注） 1 該当する□にレを記入してください。
 2 着手予定日は、請負契約、資材搬入等の準備行為、仮設工事や基礎工事は含まず、躯体工事等の地上部分の工事に着手する日を記入してください。
 3 届出内容に係る照会先は、届出者以外の者（設計者、施工者等）への照会を希望する場合に記入してください。

別記様式第2号（第7条第1項関係）（裏）

建築物	敷地面積		m ²		建築面積		m ²	
	延べ面積		m ²		高さ		m	
	外観の変更（修繕、模様替 又は色彩の変更）の面積		変更部分 m ²		変更しない部分 m ²		合計 m ²	
	色彩		外観の仕上げ材		色彩(マンセル値)		外観の面積（ガラス等を 除く）に占める割合	
			屋根				%	
		外壁				%		
						%		
工 作 物	外観		外観へのイラスト等の掲載有り (イラスト等の面積 m ² 外観の面積(ガラス等を除く)に占める割合 %)					
	緑化		<input type="checkbox"/> 既存樹木有り (<input type="checkbox"/> 全部保存 <input type="checkbox"/> 一部保存 <input type="checkbox"/> 全部伐採) <input type="checkbox"/> 既存樹木無し <input type="checkbox"/> 樹木の植栽(主な樹木の樹種) <input type="checkbox"/> 芝生その他の手法による緑化(主な手法)					
	緑地の面積		m ² (敷地面積に占める割合 %)					
	敷地面積		m ²		築造面積		m ²	
	高さ		m					
	外観の変更（修繕、模様替 又は色彩の変更）の面積		変更部分 m ²		変更しない部分 m ²		合計 m ²	
	修景措置		<input type="checkbox"/> 建築物とのデザインの調和 <input type="checkbox"/> 形状・素材の工夫 <input type="checkbox"/> 壁面・前面の緑化 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 修景措置無し					
			部 分		外 観 の 仕 上 げ 材		色 彩 (マ ン セ ル 値)	
	色彩		<input type="checkbox"/> 他の法令による指定 (法令名)					
			<input type="checkbox"/> 外観へのイラスト等の掲載有り (イラスト等の面積 m ² 外観の面積に占める割合 %)					
	緑化		<input type="checkbox"/> 既存樹木有り (<input type="checkbox"/> 全部保存 <input type="checkbox"/> 一部保存 <input type="checkbox"/> 全部伐採) <input type="checkbox"/> 既存樹木無し <input type="checkbox"/> 樹木の植栽 (主な樹木の樹種) <input type="checkbox"/> 芝生その他の手法による緑化 (主な手法)					
開 発 行 為 等 の 概 要	区域面積		m ²					
	生ずるのり面の有無		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無			
	のり面の最大の勾配		度					
	のり面の最高の高さ		m					
	のり面処理の方法							
	擁壁・工作物 等の修景措置		<input type="checkbox"/> 壁面等の仕上げの工夫 <input type="checkbox"/> 擁壁等の前面の植栽 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 修景措置無し					
	擁壁・工作物 等の色彩		箇所及び部分		外観の仕上げ材		色彩(マンセル値)	
広告物等		<input type="checkbox"/> 外観へのイラスト等の掲載有り (イラスト等面積 m ² 外観の総面積に占める割合 %) <input type="checkbox"/> その他の掲載 ()						
その他景観づくり のため配慮した事項等								

- (注) 1 該当する□に、レを記入してください。
 2 外観の仕上げ材は、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
 3 マンセル表色系による色彩は、「色相 明度/彩度」と記載してください。(例 10YR4/2)

景観づくり計画区域内行為通知書

年 月 日

上富良野町長 様

(郵便番号)

通知者 住 所

機関及び代表者名

電 話(.....)

かみふらの景観づくり計画の区域内における行為について、景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

区域の区分		
行為の場所	上富良野町	
着手予定日	年	月 日
完了予定日	年	月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	用途 ()
		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物	種類 ()
		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更
	開発行為	目的 <input type="checkbox"/> 住 宅 (区画、最小区画面積 m ²) <input type="checkbox"/> その他 ()
	その他の土地の形質の変更	目的 ()
	物件の堆積	目的 ()
<input type="checkbox"/> 電線路・空中線系	目的 ()	
届出内容に係る照会先	住 所 氏 名 (名称及び担当者名) 電 話	

(注) 1 該当する□に、レを記入してください。

2 着手予定日は、請負契約、資材搬入等の準備行為は含まず、実際に工事等に着手する日を記入してください。

3 届出内容に係る照会先は、届出者以外の者（設計者、施工者等）への照会を希望する場合に記入してください。

別記様式第3号（第7条第2項関係）（裏）

建築物	敷地面積	m ²		建築面積	m ²		
	延べ面積	m ²		高さ	m		
	外観の変更（修繕、模様替又は色彩の変更）の面積	変更部分	m ²		変更しない部分	合計	
			m ²		m ²		m ²
		外観の仕上げ材	色彩(マンセル値)		外観の面積（ガラス等を除く）に占める割合		
色彩	屋根			%			
	外壁			%			
工	外観	外観へのイラスト等の掲載有り (イラスト等の面積 m ² 外観の面積(ガラス等を除く)に占める割合 %)					
	緑化	<input type="checkbox"/> 既存樹木有り（ <input type="checkbox"/> 全部保存 <input type="checkbox"/> 一部保存 <input type="checkbox"/> 全部伐採） <input type="checkbox"/> 既存樹木無し <input type="checkbox"/> 樹木の植栽（主な樹木の樹種 _____） <input type="checkbox"/> 芝生その他の手法による緑化（主な手法 _____）					
	緑地の面積	m ² （敷地面積に占める割合 %）					
	敷地面積	m ²		築造面積		m ²	
	高さ	m					
	外観の変更（修繕、模様替又は色彩の変更）の面積	変更部分	m ²		変更しない部分	合計	
			m ²		m ²		m ²
	修景措置	<input type="checkbox"/> 建築物とのデザインの調和 <input type="checkbox"/> 形状・素材の工夫 <input type="checkbox"/> 壁面・前面の緑化 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） <input type="checkbox"/> 修景措置無し					
		部分	外観の仕上げ材		色彩(マンセル値)		
	色彩	<input type="checkbox"/> 他の法令による指定 (法令名 _____)					
		<input type="checkbox"/> 外観へのイラスト等の掲載有り (イラスト等の面積 m ² 外観の面積に占める割合 %)					
	緑化	<input type="checkbox"/> 既存樹木有り（ <input type="checkbox"/> 全部保存 <input type="checkbox"/> 一部保存 <input type="checkbox"/> 全部伐採） <input type="checkbox"/> 既存樹木無し <input type="checkbox"/> 樹木の植栽 (主な樹木の樹種 _____) <input type="checkbox"/> 芝生その他の手法による緑化 (主な手法 _____)					
開発行為等の概要	区域面積	m ²					
	生ずるのり面の有無	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無			
	のり面の最大の勾配	度					
	のり面の最高の高さ	m					
	のり面処理の方法						
	擁壁・工作物等の修景措置	<input type="checkbox"/> 壁面等の仕上げの工夫 <input type="checkbox"/> 擁壁等の前面の植栽 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） <input type="checkbox"/> 修景措置無し					
	擁壁・工作物等の色彩	箇所及び部分	外観の仕上げ材		色彩(マンセル値)		
広告物等	<input type="checkbox"/> 外観へのイラスト等の掲載有り (イラスト等面積 m ² 外観の総面積に占める割合 %) <input type="checkbox"/> その他の掲載 (_____)						
その他景観づくりのため配慮した事項等							

- (注) 1 該当する□に、レを記入してください。
 2 外観の仕上げ材は、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
 3 マンセル表色系による色彩は、「色相 明度/彩度」と記載してください。(例 10YR4/2)

景観づくり計画区域内行為変更届出(通知)書

年 月 日

上富良野町長 様

(郵便番号)

届出(通知)者 住 所

氏名又は機関及び代表者名

電 話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

かみふらの景観づくり計画の区域内における行為について、先般提出した内容を変更したいので、景観法第16条第2項(第5項)の規定により、関係図書を添えて次のとおり届出(通知)します。

当初の届出(通知)年月日		年 月 日		
行 為 の 場 所				
変更部分に係る行為の着手予定日		年 月 日	完了予定日	年 月 日
又変 は更 施す 行 方設 法計	変 更 事 項			
	変 更 の 内 容	変 更 前		
		変 更 後		
変 更 理 由				
届出(通知)内容に係る照会先		住所 氏名(名称及び担当者名) 電話番号		

(注) 届出(通知)書の提出に当たっては、行為の届出に必要な添付図書のうち、当該変更の内容を明らかにする図書を添付してください。

実 施 状 況 報 告 書

年 月 日

（宛先）上富良野町長

報告者 住所
氏名
電話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

景観法第17条第7項の規定により、変更命令等に基づく措置の実施状況を次のとおり報告します。

行為の場所	上富良野町
行為の種類	
変更命令の内容	
措置の実施状況	

別紙様式第6号（第11条関係）

第 号	
写真	身分証明書
	所属 職名 氏名
上記の者は、次に掲げる行為を行う者であることを証明する。	
1 景観法第17条第6項の原状回復等	
2 景観法第17条第7項の立入検査及び立入調査	
3 景観法第23条第2項（同法第32条第1項において準用する 場合を含む。）の原状回復等	
	年 月 日発行
	上富良野長 印

[規格] 横 5.5センチメートル
縦 8.5センチメートル

景 観 協 定 認 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）上富良野町長

（郵便番号 ）

申請者 住 所
 氏 名
 電 話（ ）.....

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

景観法第81条第4項の規定により景観協定の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景観協定の名称					
土地所有者等の人数	土地所有者	土地の借地権者	法第91条第1項の規定による借主	法第91条第2項の規定による権利者	合計
	人	人	人	人	人
景観協定区域	上富良野町				
景観協定区域隣接地	上富良野町				
景観協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				

景観協定変更認可申請書

年 月 日

（宛先）上富良野町長

（郵便番号 ）

申請者 住所
 氏名
 電話（ ）.....

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

景観法第84条第1項の規定により景観協定の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景観協定の名称						
景観協定の認可番号		第 号				
景観協定の認可年月日		年 月 日				
変更後の土地所有者等の人数		土地所有者	土地借地権者	法第91条第1項の規定による借主	法第91条第2項の規定による権利者	合計
		人	人	人	人	人
変更事項	変更前					
	変更後					
変更の理由						

景観協定廃止認可申請書

年 月 日

（宛先）上富良野町長

（郵便番号 _____）

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____（ _____ ）

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

景観法第88条第1項の規定により景観協定の廃止の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景観協定の名称					
景観協定の認可番号	第 _____ 号				
景観協定の認可年月日	年 _____ 月 _____ 日				
土地所有者等の人数	土地の所有者	土地の借地権者	法第91条第1項の規定による借主	法第91条第2項の規定による権利者	合計
	人	人	人	人	人
景観協定廃止合意者の人数及び割合	人 _____ %				
廃止の理由					

景 観 法

(平成十六年六月十八日法律第十号)
最終改正：平成二〇年五月二三日法律第四〇号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(定義等)

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の区域にあつては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域にあつては中核市、その他の区域にあつては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、都道府県に代わつて第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあつては、当該市町村をいう。

景観行政団体及び景観計画に関する省令

(景観行政団体となる市町村の公示)

第一条 市町村は、景観法（以下「法」という。）第七条第一項ただし書の規定により景観行政団体となるときは、その旨及び景観行政団体となる日を公示するものとする。

2 この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。

4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

景観法施行令

(公共施設)

第一条 景観法（以下「法」という。）第七条第四項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、運河及び水路並びに防水又は防砂の施設とする。

5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第二条第二号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。

- 6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。
- 7 第一項ただし書の規定により景観行政団体となる市町村は、当該規定に基づき景観行政団体となる日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二章 景観計画及びこれに基づく措置

第一節 景観計画の策定等

（景観計画）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

景観行政団体及び景観計画に関する省令

（景観計画の図書）

第二条 景観計画は、計画図及び計画書によって表示するものとする。

2 前項の計画図は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により表示する図面とする。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
 - 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
 - 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
 - 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
 - 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域
- 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
 - 二 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
 - 三 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - 四 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限り。）
 - 五 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
 - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第九条第二項に規定する公共団体が執行するものに限り。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

景観法施行令

（特定公共施設）

第二条 法第八条第二項第五号ロの政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業に係る土地改良施設
- 二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道
- 三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による保安施設事業に係る施設
- 四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）による市民緑地契約に係る市民緑地
- 五 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）による雨水貯留浸透施設（国若しくは地方公共団体又は同法第二条第四項に規定する河川管理者が設置し、又は管理するものに限り。）
- 六 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備
- 七 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設（国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものに限り。）
- 八 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設（地方公共団体が設置するものに限り。）
- 九 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑

- ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
- (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
 - (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準
 - (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
 - (4) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
 - (5) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準

- (6) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準
 - ニ 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
 - ホ 自然公園法第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）
 - 六 その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項
- 3 前項第三号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
- 一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為

景観法施行令

（自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの）

第三条 法第八条第二項第五号ホの政令で定める行為は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十三条第三項第一号、第六号及び第十二号（同法第二十四条第三項の許可については、同法第十三条第三項第一号及び第六号）に掲げる行為とする。

（景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準）

第四条 法第八条第三項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取

四 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

五 水面の埋立て又は干拓

六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）

七 火入れ

（景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）

第五条 法第八条第三項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の建築等（法第十六条第一項第一号に規定する建築等をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の建設等（同項第二号に規定する建設等をいう。以下同じ。）の制限は、次に掲げるものによること。

イ 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。この場合において、当該制限は、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること。

ロ 建築物若しくは工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面の位置の制限若しくは建築物の敷地面積の最低限度は、建築物又は工作物の高さ、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること。

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為（以下単に「開発行為」という。）の制限は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。

三 法第十六条第一項第四号に掲げる行為の制限は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、制限する行為ごとに必要な行為の方法又は態様について定めること。

- 二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
- イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
 - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
 - ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
 - ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 4 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 5 景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。

- 7 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 8 景観計画に定める第二項第五号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。

景観法施行令

(景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画)

第六条 法第八条第八項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

- 一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項の許可に係る新設若しくは改築に係る工事の内容、同法第十条第一項若しくは第十八条第一項の許可に係る工事の区間及び工事方法又は同法第十二条第一項の許可に係る工事実施計画
- 二 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第六条第一項の共同溝整備計画
- 三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和三十九年法律第四十五号）第四条第一項の特定交通安全施設等整備事業の実施計画
- 四 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第五条第二項の電線共同溝整備計画
- 五 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の河川整備計画
- 六 海岸法（昭和三十一年法律第一号）第二条の三第一項の海岸保全基本計画又は同法第十三条第二項の協議に係る海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画
- 七 港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項の港湾計画
- 八 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第三十二条第一項の埠頭保安規程又は同法第三十三条第一項の埠頭保安規程に相当する規程
- 九 漁港漁場整備法（昭和三十五年法律第三十七号）第十七条第一項、第十九条第一項若しくは第十九条の三第一項の特定漁港漁場整備事業計画又は同法第二十六条の漁港管理規程
- 十 自然公園法第七条第一項又は第三項の公園計画
- 十一 土地改良法第七条第一項若しくは第九十五条第一項の認可若しくは同法第九十六条の二第一項の同意に係る土地改良事業計画又は同法第八十七条第一項若しくは第八十七条の二第一項の土地改良事業計画
- 十二 下水道法第四条第一項又は第二十五条の三第一項の認可に係る事業計画
- 十三 森林法第五条第一項の地域森林計画又は同法第七条の二第一項の森林計画
- 十四 都市緑地法第四条第一項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
- 十五 特定都市河川浸水被害対策法第四条第一項の流域水害対策計画
- 十六 地すべり等防止法第九条の地すべり防止工事に関する基本計画又は同法第十一条第二項の協議に係る地すべり防止工事に関する設計及び実施計画

- 9 第二項第五号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号、第二号及び第五号ニに掲げる事項並びに同項第六号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和三十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。

- 10 景観計画に定める第二項第五号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

(策定の手続)

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

- 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

- 4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

景観行政団体及び景観計画に関する省令

(景観重要公共施設の管理者との協議の申出)

第三条 法第九条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の協議の申出は、協議書及び当該協議に係る法第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項の案を提出して行うものとする。

- 5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国立公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

- 6 景観行政団体は、景観計画を定めるときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

景観行政団体及び景観計画に関する省令

(景観計画の図書の縦覧についての公告)

第四条 景観行政団体は、法第九条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により景観計画を定めた旨（同条第八項において準用する場合にあつては、景観計画を変更した旨）の告示をしたときは、直ちに、第二条第一項に規定する図書又はその写しを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公報その他所定の手段により公告しなければならない。

7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(特定公共施設の管理者による要請)

第十条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 景観行政団体は、前二項の要請があつた場合には、これを尊重しなければならない。

(住民等による提案)

第十一条 第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

景観法施行令

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第七条 法第十一条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、法第八条第一項に規定する土地の区域において一体として行われる良好な景観の形成の促進のための住民の活動及び法第十一条第二項に規定する特定非営利活動法人その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者の活動の現況及び将来の見通しを勘案して、特に必要があると認められるときは、景観行政団体は、条例で、区域を限り、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

景観行政団体及び景観計画に関する省令

(住民等による提案)

第五条 法第十一条第三項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体に提出しなければならない。

一 景観計画の素案

二 法第十一条第三項の同意を得たことを証する書類

(計画提案に対する景観行政団体の判断等)

第十二条 景観行政団体は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)

第十三条 景観行政団体は、前条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第九条第二項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第十四条 景観行政団体は、第十二条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更を
する必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、
都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市
計画審議会）に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かななければならない。
（景観協議会）

第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定め
られた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都
道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理
者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）
を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び
観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他
良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他
の必要な協力を求めることができる。

3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果
を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 行為の規制等

（届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる
行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計
又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下
「建築等」という。）

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下
「建設等」という。）

三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政
団体の条例で定める行為

景観法施行規則

（景観計画区域内における行為の届出）

第一条 景観法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載
した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、
次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、景観行政団
体の長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

一 建築物の建築等又は工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の建設等にあつては、次
に掲げる図書

イ 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状態を表示する図面で縮尺二千五百分の
一以上のもの

ロ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状態を示す写真

ハ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ニ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十百分の一以上のもの

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為にあつては、次に掲げ
る図書

イ 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状態を表示する図面で
縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状態を示す写真

ハ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書

四 前三号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして景観行政団体の条例で定める図書

3 前項の規定にかかわらず、景観行政団体の長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認める
ときは、これを省略させることができる。

（届出が必要な事項）

第二条 法第十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人
その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに行為の完了予定日
とする。

（変更の届出）

第三条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同

条第一項の届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内に行わなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとするべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
 - 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

景観法施行令

(届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第八条 法第十六条第七項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 二 仮設の工作物の建設等
- 三 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等

景観法施行規則

(物干場その他の工作物)

第四条 景観法施行令(以下「令」という。)第八条第四号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路(私道を除く。以下同じ。)から容易に望みされることのない物干場その他の工作物
- 二 消火設備

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)

景観法施行規則

(物件の堆積の高さ)

第五条 令第八条第四号ロ(4)の国土交通省令で定める高さは、一・五メートル以下とする。

(5) 特定照明

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 建築物の建築等
- (2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
- (3) 用排水施設(幅員が二メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
- (4) 土地の開墾
- (5) 森林の皆伐
- (6) 水面の埋立て又は干拓

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 景観重要建造物について、第二十二條第一項の規定による許可を受けて行う行為

四 景観計画に第八条第二項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第五号ハ(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為

六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

- 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第五号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 八 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

景観法施行令

（届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為）

第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第三項第二号の制限で景観計画に定められたもののすべてが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

- 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

景観法施行令

（届出を要しないその他の行為）

第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二条第三号イ又はロ（第二十四条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- 三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十三条第一項若しくは第二百五条第一項の許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係る行為、同法第六十七条第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為
- 四 屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

（変更命令等）

- 第十七条** 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。
- 2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。
- 3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。

景観法施行令

（変更命令等においてその履行に支障のないものとしなければならない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定）

第十一条 法第十七条第三項の政令で定める他の法令の規定は、次に掲げる法律の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものとする。

- 一 軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条
- 二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十条第四項及び第十七条第一項
- 三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第十一条第二項及び第十二条第三項
- 四 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第六十八条第五項（同法第七十五条第三項において準

用する場合を含む。)

五 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第四十六条第一項

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十九条第一項第一号、第五十一条第一項、第二項(同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)及び第三項並びに第五十一条の二第一項及び第二項

七 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第五条(同法第十一条において準用する場合を含む。)

八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百九号)第七条第一項、第十六条の二第一項及び第三十七条

- 4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(行為の着手の制限)

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日(特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百二条第四号において同じ。)に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

景観法施行令

(行為着手の制限の例外となる工事)

第十二条 法第十八条第一項、第六十三条第四項及び第六十六条第四項の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

- 2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

第三節 景観重要建造物等

第一款 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定)

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針(次条第三項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。)で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

景観法施行規則

(景観重要建造物の指定の基準)

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。)の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。(景観重要建造物の指定の提案)

第二十条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

景観法施行規則

(景観重要建造物の指定の提案)

第七条 法第二十条第一項の規定により景観重要建造物の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る建造物の名称、所在地及び外観の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。

- 一 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
- 二 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真
- 三 法第二十条第一項の合意を得たことを証する書類

2 前項の規定は、法第二十条第二項の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十条第一項の合意」とあるのは、「法第二十条第二項の同意」と読み替えるものとする。

2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。）は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

景観法施行規則

(景観重要建造物の所有者等に通知する事項)

第八条 法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 指定番号及び指定の年月日
- 二 景観重要建造物の名称
- 三 景観重要建造物の所在地
- 四 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所
- 五 指定の理由となった外観の特徴
- 六 法第十九条第一項に規定する土地その他の物件の範囲

2 前項第六号に掲げる事項は、土地その他の物件の所有者が容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により通知するものとする。

2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第二十二条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

景観法施行令

(許可を要しない景観重要建造物に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第十三条 法第二十二条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 地下に設ける建造物の増築、改築、移転又は除却
- 二 法第二十五条第二項の条例で定める管理の方法の基準に適合する行為
- 三 管理協定に基づく行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

景観法施行規則

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請)

第九条 法第二十二条第一項の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一項第一号に掲げる事項並びに行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 当該行為の設計仕様書及び設計図
- 二 当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
- 三 当該景観重要建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真

四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

- 2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

(原状回復命令等)

第二十三条 景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第二十四条 景観行政団体は、第二十二條第一項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律（法律に基づく命令及び条例を含む。）で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの（当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

2 前項の規定による損失の補償については、景観行政団体の長と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、景観行政団体の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

景観法施行令

(景観重要建造物等の所有者に対する損失の補償に係る収用委員会の裁決の申請手続)

第十四条 法第二十四条第三項（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令（都市計画区域外の景観重要樹木の所有者の損失については、国土交通省令・農林水産省令）で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

景観法施行規則

(景観重要建造物等の所有者に対する損失の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第十条 令第十四条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第二十五条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。（管理に関する命令又は勧告）

第二十六条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第二十七条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第二十一条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

第二款 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定)

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあって

は、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

（景観重要樹木の指定の提案）

第二十九条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

景観法施行規則

（景観重要樹木の指定の提案）

第十二条 法第二十九条第一項の規定により景観重要樹木の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る樹木の樹種、所在地及び樹容の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。

- 一 当該樹木の位置及び周辺の状態を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
- 二 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
- 三 法第二十九条第一項の合意を得たことを証する書類

2 前項の規定は、法第二十九条第二項の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十九条第一項の合意」とあるのは、「法第二十九条第二項の同意」と読み替えるものとする。

2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

（指定の通知等）

第三十条 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があつたときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

景観法施行規則

（景観重要樹木の所有者等に通知する事項）

第十三条 法第三十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 指定番号及び指定の年月日
- 二 景観重要樹木の樹種
- 三 景観重要樹木の所在地
- 四 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
- 五 指定の理由となった樹容の特徴

（現状変更の規制）

第三十一条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

景観法施行令

（許可を要しない景観重要樹木に係る通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第十五条 法第三十一条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる樹木の伐採
 - イ 枝打ち、整枝その他樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採
 - ロ 危険な樹木の伐採
- 二 法第三十三条第二項の条例で定める管理の方法の基準に適合する行為
- 三 管理協定に基づく行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

景観法施行規則

（景観重要樹木の現状変更の許可の申請）

第十四条 法第三十一条第一項の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一号に掲げる事項並

びに行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 当該行為の施行方法を明らかにする図面
- 二 当該景観重要樹木の位置及び周辺の状態を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
- 三 当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
- 四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

2 第二十二條第二項から第四項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同條第二項及び第三項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

(原状回復命令等についての準用)

第三十二條 第二十三條の規定は、前條第一項の規定に違反した者又は同條第二項において準用する第二十二條第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第二十三條第一項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

2 第二十四條の規定は、前條第一項の許可を受けることができないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第三十三條 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十四條 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前條第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第三十五條 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八條第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第三十條第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第三款 管理協定

(管理協定の締結等)

第三十六條 景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。第四十二條第一項において同じ。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。

- 一 管理協定の目的となる景観重要建造物（以下「協定建造物」という。）又は管理協定の目的となる景観重要樹木（以下「協定樹木」という。）
- 二 協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 協定建造物又は協定樹木の利用を不当に制限するものでないこと。
- 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令（都市計画区域外の協定樹木に係る管理協定にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に適合するものであること。

景観法施行規則

(管理協定の基準)

第十五條 法第三十六條第二項第二号（法第四十條及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 協定建造物の管理の方法に関する事項は、建造物の維持修繕、安全上及び防火上の措置その他これらに類する事項で、建造物の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- 二 協定樹木の管理の方法に関する事項は、枝打ち、整枝、病虫害の防除、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定樹木の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- 三 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 四 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。（管理協定の縦覧等）

第三十七條 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前條第三項の規定による管理協定の認可の申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、景観行政団体又はその長に意見書を提出することができる。

景観法施行規則

(管理協定を締結しようとする旨等の公告)

第十六条 法第三十七条第一項(法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 管理協定の名称
- 二 協定建造物の名称又は協定樹木の樹種
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定が景観整備機構により締結されるものであるときは、その旨
- 五 管理協定の縦覧場所

(管理協定の認可)

第三十八条 景観行政団体の長は、第三十六条第三項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 管理協定の内容が、第三十六条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(管理協定の公告)

第三十九条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

景観法施行規則

(管理協定の締結等の公告)

第十七条 前条の規定は、法第三十九条(法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(管理協定の変更)

第四十条 第三十六条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第四十一条 第三十九条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告があった管理協定は、その公告があった後において当該協定建造物又は協定樹木の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

(緑地管理機構の業務の特例)

第四十二条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構であつて同法第六十九条第一号イの業務を行うもの(以下この節において「緑地管理機構」という。)は、景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、同条各号に掲げる業務のほか、当該景観重要樹木の所有者と管理協定を締結して、当該景観重要樹木の管理及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又は二(1)に掲げる業務」とあるのは、「若しくは二(1)に掲げる業務又は景観法第四十二条第一項に規定する業務」とする。

3 第三十六条第二項及び第三項並びに第三十七条から前条までの規定は、前二項の規定により緑地管理機構が業務を行う場合について準用する。

第四款 雑則

(所有者の変更の場合の届出)

第四十三条 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

(台帳)

第四十四条 景観行政団体の長は、景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令(都市計画区域外の景観重要樹木に関する台帳にあっては、国土交通省令・農林水産省令)で定める。

景観法施行規則

(台帳)

第十八条 法第四十四条第一項の景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳(次項において「台帳」という。)には、景観重要建造物又は景観重要樹木につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 景観重要建造物にあつては、第八条第一項各号に掲げる事項
- 二 景観重要樹木にあつては、第十三条各号に掲げる事項

2 台帳の記載事項に変更があつたときは、景観行政団体の長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

3 法第十九条第一項に規定する土地その他の物件がある場合には、これらの範囲を表示する図面を併せて保管しなければならない。

(報告の徴収)

第四十五条 景観行政団体の長は、必要があると認めるときは、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対し、景観重要建造物又は景観重要樹木の現状について報告を求めることができる。

(助言又は援助)

第四十六条 景観重要建造物の所有者は景観行政団体又は景観整備機構に対し、景観重要樹木の所有者は景観行政団体又は景観整備機構若しくは緑地管理機構に対し、それぞれ景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

第四節 景観重要公共施設の整備等

(景観重要公共施設の整備)

第四十七条 景観計画に第八条第二項第五号口の景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例)

第四十八条 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路(以下「景観重要道路」という。)に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条の規定の適用については、同条第一項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画(景観法第八条第一項に規定する景観計画をいう。)に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「市町村を除く。」とあるのは「市町村を除く。」、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体(景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。)である都道府県(当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。)ö、同条第三項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。

(道路法の特例)

第四十九条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(1)の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三条、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条及び第三十六条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ(1)の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

(河川法の規定による許可の特例)

第五十条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(2)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川(以下この条において「景観重要河川」という。)の河川区域(同法第六条第一項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川区域をいう。)内の土地における同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者(同法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(2)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

(都市公園法の規定による許可の特例等)

第五十一条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(3)の許可の基準(都市公園法第五条第一項の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。)が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園(以下この条において「景観重要都市公園」という。)における同法第五条第一項の許可を要する行為については、当該景観重要都市公園の公園管理者(同項に規定する公園管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(3)の許可の基準に適合しない場合には、同項の許可をしてはならない。

2 景観計画に第八条第二項第五号ハ(3)の許可の基準(都市公園法第六条第一項又は第三項の許可に係るものに限る。)が定められた景観重要都市公園についての同法第七条の規定の適用については、同条中「政令で定める技術的基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ(3)の許可の基準」とする。

(海岸法の特例等)

第五十二条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(4)の許可の基準(海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可に係るものに限る。)が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸(次項において「景観重要海岸」という。)についての同法第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第七条第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ(4)の許可の基準(前項の許可に係るものに限る。)に適合しないものである」と、同法第八条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

2 景観計画に第八条第二項第五号ハ(4)の許可の基準(海岸法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。)が定められた景観重要海岸の一般公共海岸区域(同法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域をいう。)内における同法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者(同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(4)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

(港湾法の特例)

第五十三条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(5)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法による港湾についての同法第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「又は第三条の三第九項」とあるのは「若しくは

第三条の三第九項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ（５）の許可の基準に適合しないものである」とする。

（漁港漁場整備法の特例）

第五十四条 景観計画に第八条第二項第五号ハ（６）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法による漁港についての同法第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ（６）の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

第五節 景観農業振興地域整備計画等

（景観農業振興地域整備計画）

第五十五条 市町村は、第八条第二項第五号ニに掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地（同法第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。）及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

2 景観農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観農業振興地域整備計画の区域

二 前号の区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項

三 第一号の区域内における農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第二号、第二号の二及び第四号に掲げる事項

3 景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項第一号の区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

4 農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項前段、第十条第二項、第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）、第十二条並びに第十三条第一項前段及び第四項の規定は、景観農業振興地域整備計画について準用する。この場合において、同法第十一条第三項中「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内」とあるのは「景観農業振興地域整備計画（景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に係る同条第二項第一号の区域内」と、「当該農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十項中「農用地区域」とあるのは「景観法第五十五条第二項第一号の区域」と、同条第十一項中「農用地等としての利用に供する」とあるのは「景観農業振興地域整備計画に従って利用する」と、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは「景観法第八条第一項の景観計画若しくは農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」と、「生じたときは、政令で定めるところにより」とあるのは「生じたときは」と、同条第四項中「第八条第四項及び第十一条（第十二項を除く。）」とあるのは「第八条第四項前段及び第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）」と読み替えるものとする。

景観法施行令

（協議等を要しない景観農業振興地域整備計画の軽微な変更）

第十六条 景観農業振興地域整備計画の変更のうち法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条第四項の政令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

（土地利用についての勧告）

第五十六条 市町村長は、前条第二項第一号の区域内にある土地が景観農業振興地域整備計画に従って利用されていない場合において、景観農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該景観農業振興地域整備計画に従って利用すべき旨を勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

（農地法の特例）

第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）又は都道府県知事は、前条第二項の勧告に係る協議がととのったことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）につき当該景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、農地法第三条第二項（第二号の二、第四号、第五号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

2 前条第二項の勧告に係る協議がととのったことにより景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地については、農地法第六条第一項の規定は、適用しない。

3 前条第二項の勧告に係る協議がととのったことにより景観整備機構のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃貸借については、農地法第十九条本文並びに第二十条第一項本文、第七項及び第八項の規定は、適用しない。
(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第五十八条 都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可をしようとする場合において、同項に規定する開発行為に係る土地が第五十五条第二項第一号の区域内にあるときは、当該開発行為が同法第十五条の二第四項各号のいずれかに該当するほか、当該開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると認めるときは、これを許可してはならない。

2 前項の許可についての農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第五項の規定の適用については、同項中「農業上の利用を確保するために」とあるのは、「農業上の利用又は景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画に従った利用を確保するために」とする。

(市町村森林整備計画の変更)

第五十九条 市町村は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の六第二項及び第三項に規定する場合のほか、その区域内にある同法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、景観計画に即してその公益的機能の維持増進を図ることが適当と認められる場合には、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画の一部を変更することができる。

2 前項の規定による変更は、森林法第十条の六第三項の規定によりしたものとみなす。

第六節 自然公園法の特例

第六十条 第八条第二項第五号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十四条第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ホの許可の基準」とする。

第三章 景観地区等

第一節 景観地区

第一款 景観地区に関する都市計画

第六十一条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

第二款 建築物の形態意匠の制限

(建築物の形態意匠の制限)

第六十二条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならぬ。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

景観法施行令

(景観地区に関する都市計画に定められた制限に適合することを要しない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定)

第十七条 法第六十二条ただし書の政令で定める他の法令の規定は、第十一条第二号、第六号及び第七号に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物又はその部分の形態意匠に係るものとする。

(計画の認定)

第六十三条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。

2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から三十日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めるときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合しないものと認めるときは、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

4 第二項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事(根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第百一条第三号において同じ。)は、することができない。

5 第一項の申請書、第二項の認定証及び第三項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

景観法施行規則

(認定申請書の様式)

第十九条 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第一項の申請書は、別記様式第二による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び別記様式第三による建築等計画概要書を添付したものとす。ただし、建築物の建築等の規模が大きい場合、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等の規模に応じて、市町村長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- 一 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示したものに限る。)で縮尺二千五百分の一以上のもの
- 二 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- 三 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面(申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示したものに限る。)で縮尺百分の一以上のもの
- 四 建築物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの
- 五 その他参考となるべき事項を記載した図書
- 六 前各号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして市町村の条例で定める図書

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(認定証の様式)

第二十条 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第二項の認定証の様式は、別記様式第四のとおりとする。

2 前項の認定証の交付は、前条第一項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

(通知書の様式)

第二十一条 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第三項の適合しないものと認められた旨及びその理由を記載した通知書の様式は、別記様式第五のとおりとする。

2 前項の通知書の交付は、第十九条第一項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

3 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第三項の適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の様式は、別記様式第六のとおりとする。

(違反建築物に対する措置)

第六十四条 市町村長は、第六十二条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主(建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。)、当該建築物の建築等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。)若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市町村長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

景観法施行規則

(違反建築物の公示の方法)

第二十二条 法第六十四条第二項の国土交通省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。

3 前項の標識は、第一項の規定による処分に係る建築物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第六十五条 市町村長は、前条第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第七項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。)若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。)に係る取引をした宅地建物取引業者(同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法(昭和二十四年法律第百号)又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

景観法施行規則

(景観地区内における違反建築物の設計者等の通知)

第二十三条 法第六十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十四条第一項の規定による命令(以下この条において「命令」という。)に係る建築物の概

要

- 二 前号の建築物の設計者等に係る違反事実の概要
- 三 命令をするまでの経過及び命令後に市町村長の講じた措置
- 四 前三号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

- 2 法第六十五条第一項の規定による通知は、当該通知に係る者について建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）による免許、許可又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にするものとする。
- 3 前項の通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には命令書の写しその他の命令の内容を記載した書面を添付するものとする。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした市町村長に通知しなければならない。

（国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例）

第六十六条 国又は地方公共団体の建築物については、第六十三条から前条までの規定は適用せず、次項から第五項までに定めるところによる。

2 景観地区内の建築物の建築等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体（以下この条において「国の機関等」という。）である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市町村長に通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から三十日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第六十二条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めるときにあっては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めるとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

4 第二項の通知に係る建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

5 市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第六十二条の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する国の機関等に通知し、第六十四条第一項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

（条例との関係）

第六十七条 第六十三条第二項及び前条第三項の規定は、市町村が、これらの規定による認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

（工事現場における認定の表示等）

第六十八条 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定めるところにより、建築等工事主、設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。）、工事施工者（建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

景観法施行規則

（工事現場における認定の表示の方法）

第二十四条 法第六十八条第一項の表示は、別記様式第七により行うものとする。

2 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

（適用の除外）

第六十九条 第六十二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- 一 第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- 二 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 三 文化財保護法第四十三条第一項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物
- 四 第二号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの

2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第六十二条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。

- 一 景観地区に関する都市計画の変更前に第六十二条の規定に違反している建築物又はその部分
- 二 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物
- 三 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

（形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置）

- 第七十条** 市町村長は、前条第二項の規定により第六十二条から第六十八条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。
- 2 前項の規定によって補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令で定めるところにより、その決定の通知を受けた日から一月以内に土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めすることができる。

景観法施行令
(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会の裁決の申請手続)

第十八条 法第七十条第二項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

景観法施行規則
(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第二十五条 令第十八条第一項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第八のとおりとする。

- 一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該建築物の所在地
- 三 当該建築物について裁決申請者の有する所有権その他の権利
- 四 当該建築物の形態意匠、用途及び構造の概要
- 五 法第七十条第一項の規定による命令の内容
- 六 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
- 七 通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳
- 八 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

2 前項の裁決申請書には、当該建築物に関する図面で国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

景観法施行規則
(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の添付書類)

第二十六条 令第十八条第二項の国土交通省令で定める図面は、建築物の付近の見取図、配置図及び各階平面図（同条第一項第五号の命令の内容に係るものに限る。）とする。

(報告及び立入検査)

- 第七十一条** 市町村長は、この款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物、建築材料その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

景観法施行令
(報告及び立入検査)

第十九条 市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、当該建築物につき、その建築等に関する工事のうち屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

2 市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、当該建築物の屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分及びこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三款 工作物等の制限

(工作物の形態意匠等の制限)

- 第七十二条** 市町村は、景観地区内の工作物について、政令で定める基準に従い、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域(当該景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。第四項において同じ。)における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。同項において同じ。)の設置の制限を定めることができる。この場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

景観法施行令
(条例で景観地区内の工作物の形態意匠等の制限を定める場合の基準)

第二十条 法第七十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって、建築物及び工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。
- 二 工作物の高さの最高限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域、当該市街地が連続する山の稜線その他その背景と一体となって構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他一定の高さを超える工作物の建設等を禁止することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。
- 三 工作物の高さの最低限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。
- 四 壁面後退区域における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。次号において同じ。）の設置の制限は、当該壁面後退区域において空地を確保することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。
- 五 前各号の制限は、工作物の利用上の必要性、当該景観地区内における土地利用の状況等を考慮し、地域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において定めること。
- 六 景観地区工作物制限条例には、次に掲げる法第七十二条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。
 - イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定
 - (1) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十五条第二項
 - (2) 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第四項及び第五項、第六条第五項並びに百十四条の七
 - ロ 法第六十九条の規定の例による工作物についての適用の除外に関する規定
 - ハ 屋外広告物法第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置についての適用の除外に関する規定

- 2 前項前段の規定に基づく条例（以下「景観地区工作物制限条例」という。）で工作物の形態意匠の制限を定めたものには、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な市町村長による計画の認定、違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 3 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により景観地区工作物制限条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 4 工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めた景観地区工作物制限条例には、第六十四条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 5 景観地区工作物制限条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分に対応する処分をしたときは、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない旨を定めることができる。

景観法施行規則

（景観地区内における違反工作物の工事の請負人の通知）

第二十七条 法第七十二条第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 景観地区工作物制限条例の規定による法第六十四条第一項の処分に相当する処分（第三号において「処分」という。）に係る工作物の概要
- 二 前号の工作物の工事の請負人に係る違反事実の概要
- 三 処分をするまでの経過及び処分後に市町村長の講じた措置
- 四 前三号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく景観地区工作物制限条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る請負人について、建設業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

（開発行為等の制限）

- 第七十三条** 市町村は、景観地区内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（次節において「開発行為」という。）その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を形成するため必要な規制をすることができる。

景観法施行令

（条例で景観地区又は準景観地区内において規制をすることができる行為）

第二十一条 法第七十三条第一項及び第七十五条第二項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）
- 二 木竹の植栽又は伐採

- 三 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- 四 水面の埋立て又は干拓
- 五 特定照明

(条例で景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準)

第二十二條 法第七十三條第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 開発行為又は前条各号のいずれかに該当する行為であつて、地域の特性、当該景観地区における土地利用の状況等からみて、当該景観地区における良好な景観の形成に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものについて規制をすること。
- 二 前号の行為(国の機関又は地方公共団体が行うものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、市町村長の許可を受けなければならないものとする。この場合において、国の機関又は地方公共団体が同号の行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならないものとする。
- 三 第一号の行為についての規制は、次に掲げるものによること。
 - イ 開発行為についての規制は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、法第七十三條第一項の規定に基づく条例(以下この条において「景観地区開発行為等制限条例」という。)で、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度を定めて行うこと。
 - ロ 前条各号に掲げる行為についての規制は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、景観地区開発行為等制限条例で、規制をする行為ごとに必要な行為の方法又は態様を定めて行うこと。
 - ハ 第一号の行為についてイ又はロの制限を定める場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、景観地区開発行為等制限条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めること。
- 四 景観地区開発行為等制限条例には、次に掲げる行為についての第二号並びに前号イ及びロの制限の適用の除外に関する規定を定めること。
 - イ 第八条第三号及び第四号に掲げる行為
 - ロ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - ハ 法第三十一條第一項の許可に係る行為
 - ニ 景観計画に法第八条第二項第五号ロに掲げる事項(当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項に限る。)が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - ホ 法第八条第二項第五号ハ(1)から(6)までの許可(景観計画に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項がその基準として定められているものに限る。)に係る行為
 - ヘ 景観農業振興地域整備計画(当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項が定められているものに限る。)の区域内の農用地区域内における農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可に係る行為
 - ト 都市計画法第二十九條第一項の許可(同法第三十三條第五項の規定に基づく条例に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イの制限と同等以上のものと認められる制限がその基準として定められているものに限る。)に係る行為
 - チ 文化財保護法第四十三條第一項若しくは第二百五條第一項の許可に係る行為、同法第六十八條第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令第四條第二項の許可若しくは同條第五項の協議に係る行為

2 都市計画法第五十一條の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第二節 準景観地区

(準景観地区の指定)

第七十四條 市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。

2 市町村は、準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該準景観地区の区域の案を、当該準景観地区を指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

景観法施行規則

(準景観地区を指定しようとする旨の公告)

第二十八條 法第七十四條第二項(同條第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村長が定める方法で行うものとする。

- 一 準景観地区の名称
- 二 準景観地区の位置及び区域
- 三 準景観地区の面積

2 前項第二号の区域についての公告は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が準景観地区に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、市町村長が定める方法により表示する図

面で行うものとする。

- 3 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された準景観地区の区域の案について、市町村に意見書を提出することができる。
- 4 市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 準景観地区の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することにより行う。

景観法施行規則

(準景観地区の指定等の公告)

第二十九条 前条の規定は、法第七十四条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

- 6 前各項の規定は、準景観地区の変更について準用する。

(準景観地区内における行為の規制)

第七十五条 市町村は、準景観地区内における建築物又は工作物について、景観地区内におけるこれらに対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制(建築物については、建築基準法第六十八條の九第二項の規定に基づく条例により行われるものを除く。)をすることができる。

景観法施行令

(条例で準景観地区内における建築物又は工作物について規制をする場合の基準)

第二十三条 法第七十五条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 法第七十五条第一項の規定に基づく条例で、イに掲げる制限を定めるほか、ロからニまでに掲げる制限のうち、当該準景観地区における良好な景観の保全を図るために必要と認められるものを定めて行うこと。

イ 建築物の形態意匠の制限

ロ 工作物の形態意匠の制限

ハ 工作物の高さの最高限度又は最低限度

- 二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六十八條の九第二項の規定に基づく条例で壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。)の設置の制限

- 二 法第七十五条第一項の規定に基づく条例で前号イ又はロに掲げる制限を定めたものには、当該条例の施行に必要な法第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八條、第七十条及び第七十一条の規定の例による建築物の建築等又は工作物の建設等についての市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置のうち、当該制限の内容、当該準景観地区における土地利用の状況等からみて必要と認められるものを定めること。

- 三 法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第一号ハ又は二に掲げる制限を定めたものには、当該条例の施行に必要な法第六十四条又は第七十一条の規定の例による工作物の建設等についての市町村長による違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置のうち、当該制限の内容、当該準景観地区における土地利用の状況等からみて必要と認められるものを定めること。

- 2 第二十条の規定は、前項第一号の制限について準用する。この場合において、同条第一号中「工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって」とあるのは「建築物又は工作物の形態意匠の制限は」と、同条第二号から第五号までの規定中「形成」とあるのは「保全」と、同条第二号中「市街地」とあるのは「地域」と、同条第四号中「壁面後退区域における」とあるのは「第二十三条第一項第一号ニの区域における」と、「当該壁面後退区域」とあるのは「当該区域」と、同条第五号及び第六号ロ中「工作物」とあるのは「建築物又は工作物」と、同条第五号中「景観地区」とあるのは「準景観地区」と、同条第六号中「景観地区工作物制限条例」とあるのは「法第七十五条第一項の規定に基づく条例」と、「法第七十二条第一項」とあるのは「第二十三条第一項第一号」と、同号イ中「工作物又はその」とあるのは「建築物若しくは工作物又はこれらの」と読み替えるものとする。

- 2 市町村は、準景観地区内において、開発行為その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制をすることができる。

景観法施行令

(条例で準景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準)

第二十四条 法第七十五条第二項の政令で定める基準については、第二十二條の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「景観地区」とあるのは「準景観地区」と、同号及び同条第三号ハ中「形成」とあるのは「保全」と、同号イ中「第七十三条第一項の規定に基づく条例(以下この条において「景観地区開発行為等制限条例」という。）」とあるのは「第七十五条第二項の規定に基づく条例」と、同号ロ及びハ並びに同条第四号中「景観地区開発行為等制限条例」とあるのは「法第七十五条第二項の規定に基づく条例」と読み替えるものとする。

- 3 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第三節 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

第七十六条 市町村は、地区計画等の区域(地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画)において、建築物又は工作物(以下この条にお

いて「建築物等」という。)の形態意匠の制限が定められている区域に限る。)内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととすることができる。

景観法施行令

(条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の基準)

第二十五条 法第七十六条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように行うこと。
- 二 地区計画等形態意匠条例には、次に掲げる法第七十六条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。
 - イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定
 - (1) 道路法第四十五条第二項
 - (2) 道路交通法第四条第四項及び第五項、第六条第五項並びに第一百十四条の七
 - ロ 法第六十九条の規定の例による建築物又は工作物についての適用の除外に関する規定

- 2 前項の規定による制限は、建築物等の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、当該地区計画等の区域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。
- 3 第一項の規定に基づく条例(以下「地区計画等形態意匠条例」という。)には、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び第七十一条の規定の例により、当該条例の施行のため必要な市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 4 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により地区計画等形態意匠条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 5 地区計画等形態意匠条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分相当する処分をしたときは、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあっては当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあっては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない旨を定めることができる。

景観法施行規則

(地区計画等の区域内における違反建築物等の設計者等の通知)

第三十条 第二十三条第一項の規定は、法第七十六条第五項の処分が建築物の建築等に係る場合における同項の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十三条第一項第一号中「命令(以下この条において「命令」という。)」とあるのは「地区計画等形態意匠条例の規定による法第六十四条第一項の処分相当する処分(第三号において「処分」という。)」と、同項第三号中「命令」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

2 第二十七条の規定は、法第七十六条第五項の処分が工作物の建設等に係る場合における同項の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十七条第一号中「景観地区工作物制限条例」とあるのは、「地区計画等形態意匠条例」と読み替えるものとする。

- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

第四節 雑則

(仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和)

第七十七条 非常災害があった場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの内においては、災害により破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築等若しくは応急仮設工作物の建設等若しくは設置でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、この章の規定は、適用しない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築等又は建設等若しくは設置をするもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築等をする建築物でその延べ面積が政令で定める規模以内のもの

景観法施行令

(被災者が自ら使用するための応急仮設建築物の規模)

第二十六条 法第七十七条第一項第二号の政令で定める規模は、三十平方メートルとする。

- 2 災害があった場合において建築等又は建設等若しくは設置をする停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物若しくは応急仮設工作物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物若しくは仮設工作物については、この章の規定は、適用しない。
- 3 前二項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後三月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えること

となる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。

4 市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限って、その許可をすることができる。

5 市町村長は、第三項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

(国土交通大臣及び都道府県知事の勧告、助言又は援助)

第七十八条 市町村長は、都道府県知事又は国土交通大臣に対し、この章の規定の適用に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、市町村長に対し、この章の規定の適用に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(市町村長に対する指示等)

第七十九条 国土交通大臣は、市町村長がこの章の規定若しくは当該規定に基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該市町村長に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 市町村長は、正当な理由がない限り、前項の規定により国土交通大臣が行った指示に従わなければならない。

3 国土交通大臣は、市町村長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第一項の規定による指示に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができる。

(書類の閲覧)

第八十条 市町村長は、第六十三条第一項の認定その他この章の規定並びに当該規定に基づく命令及び条例の規定による処分に関する書類であって国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

景観法施行規則

(書類の閲覧等)

第三十一条 法第八十条の国土交通省令で定める書類は、別記様式第三による建築等計画概要書及び別記様式第九による景観法令による処分の概要書とし、かつ、当該書類は、同条の処分に係る建築物若しくは工作物若しくは建築物若しくは工作物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとする。

2 別記様式第九による景観法令による処分の概要書には、法第六十三条第一項の認定その他法第三章の規定並びに当該規定に基づく命令及び条例の規定による処分の概要を記載するものとする。

3 市町村長は、第一項の書類を当該建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。

4 市町村長は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

第四章 景観協定

(景観協定の締結等)

第八十一条 景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

景観法施行令

(景観協定の締結から除外される土地)

第二十七条 法第八十一条第一項の政令で定める土地は、公共施設の用に供する土地とする。

2 景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。）

二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

イ 建築物の形態意匠に関する基準

ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項

ト その他良好な景観の形成に関する事項

三 景観協定の有効期間

四 景観協定に違反した場合の措置

3 景観協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観計画区域内の土地のうち、景観協定区域に隣接した土地であって、景観協定区域の一部とすることにより良好な景観の形成に資するものとして景観協定区域の土地となることを当該景観協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下「景観協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る景観協定の縦覧等）

第八十二条 景観行政団体の長は、前条第四項の規定による景観協定の認可の申請があったときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該景観協定について、景観行政団体の長に意見書を提出することができる。

（景観協定の認可）

第八十三条 景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第八十一条第二項各号に掲げる事項（当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

2 建築基準法第四条第一項の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第八十一条第二項第二号口に掲げる事項を定めた景観協定について前項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 景観行政団体の長は、第一項の認可をしたときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該景観協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、景観協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

（景観協定の変更）

第八十四条 景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（景観協定区域からの除外）

第八十五条 景観協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地）にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該景観協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該景観協定区域から除外されるものとする。

2 景観協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該景観協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外された場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4 第八十三条第三項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他景観行政団体の長が第一項又は第二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（景観協定の効力）

第八十六条 第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった景観協定は、その公告のあった後において当該景観協定区域内の土地所有者等となった者（当該景観協定について第八十一条第一項又は第八十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（景観協定の認可の公告のあった後景観協定に加わる手続等）

第八十七条 景観協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地）にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該景観協定の効力が及ばないものは、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、当該景観協定に加わることができる。

2 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、景観協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地）にあっては、当該土地に対応する従前の土

地)の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

3 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあった時以後、景観協定区域の一部となるものとする。

4 第八十三条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

5 景観協定は、第一項又は第二項の規定により当該景観協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該景観協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第八十三条第三項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者(当該景観協定について第二項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(景観協定の廃止)

第八十八条 景観協定区域内の土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、第八十一条第四項又は第八十四条第一項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

2 景観行政団体の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第八十九条 土地又は借地権が数人の共有に属するときは、第八十一条第一項、第八十四条第一項、第八十七条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

(一の所有者による景観協定の設定)

第九十条 景観計画区域内の一団の土地(第八十一条第一項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第八十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。

3 第八十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可について準用する。

4 第二項の規定による認可を受けた景観協定は、認可の日から起算して三年以内において当該景観協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第八十三条第三項の規定による認可の公告のあった景観協定と同一の効力を有する景観協定となる。

(借主等の地位)

第九十一条 景観協定に定める事項が建築物又は工作物の借主の権限に係る場合においては、その景観協定については、当該建築物又は工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

2 景観協定に農用地の保全又は利用に関する事項を定める場合においては、その景観協定については、当該農用地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章 景観整備機構

(指定)

第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(機構の業務)

第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。

三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。

四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

景観法施行令

(景観整備機構の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)

第二十八条 法第九十三条第四号の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業の用に供する土地

二 景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業の用に供する土地

三 前二号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地

五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。

六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

(機構の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第九十四条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第四条第一項の規定は、機構に対し、前条第四号に掲げる業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

(監督等)

第九十五条 景観行政団体の長は、第九十三条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 景観行政団体の長は、機構が第九十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 景観行政団体の長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 景観行政団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第九十六条 国及び関係地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 雑則

(権限の委任)

第九十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(政令への委任)

第九十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

景観法施行規則

(権限の委任)

第三十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第六十五条第一項の規定による通知を受理し、及び同条第二項の規定により通知すること(国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。)

二 法第七十二条第五項の規定による通知を受理し、及び同条第六項の規定により通知すること(国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。)

三 法第七十六条第五項の規定による通知を受理し、及び同条第六項の規定により通知すること(国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。)

四 法第七十八条第一項の規定による助言又は援助をし、及び同条第二項の規定により必要な勧告、助言又は援助をすること。

(経過措置)

第九十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第一百条 第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令又は第七十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者

二 第六十三条第一項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者

三 第六十三条第四項の規定に違反して、建築物の建築等の工事をした者

四 第七十七条第三項の規定に違反して、応急仮設建築物又は応急仮設工作物を存続させた者

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第七項又は第七十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者

五 第二十二條第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、行為をした者

六 第二十二條第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者

七 第二十三條第一項(第三十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

八 第六十八条の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者

第百三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第百四条 第二十六条又は第三十四条の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第百五条 第四十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第百六条 第四十三条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

第百七条 第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項又は第七十六条第一項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年五月二八日法律第六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

景観法施行令

附 則（平成十六年十二月十五日政令第三百九十八号）

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

（形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定に関する経過措置）

第二条 法第十七条第三項の政令で定める他の法令の規定は、平成十七年三月三十一日までの間、第十一条に規定する規定のほか、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第三十条（同法第四条に係る部分に限る。）及びこれに基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものとする。

附 則（平成一六年一二月二七政令第四二二号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月二五政令第一八二号）

この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

景観法施行規則

附 則（平成十六年十二月十五日国土交通省令第百号）

この省令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附 則（平成一七年五月二五日国土交通省令第五八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

景観行政団体及び景観計画に関する省令

附 則（平成十六年十二月十五日農林水産省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附 則（平成一七年六月一〇日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（景観法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の景観法第五十五条第四項において準用する旧農振法第十一条第一項（旧農振法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされた景観農業振興地域整備計画の策定又は変更については、なお従前の例による。

景観法施行令

附 則（平成一七年六月一日政令第二〇三号） 抄

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成一七年七月二九日政令第二六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

景観法施行規則

附 則（平成一七年八月三〇日国土交通省令第八七号）

この省令は、農業経営基盤強化促進法施行令及び農地法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則（平成一七年七月二九日法律第八九号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附 則（平成一八年一二月二〇日法律第一一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二三日法律第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

景観法施行令

附 則（平成二〇年一〇月三一日政令第三三八号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附 則（平成二〇年一二月三日政令第三六四号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年二月一五日政令第一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

事前相談（事前協議）申出書

年 月 日

（宛先）上富良野町長

（郵便番号 ）

届出者 住 所
 氏 名
 電 話（ ）.....

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名 〕

かみふらの景観づくり計画の区域内における行為について、かみふらの景観づくり条例施行規則第5条第1項（第3項）の規定により、関係図書を添えて次のとおり事前相談（事前協議）をします。

区域の区分		
行為の場所	上富良野町	
着手予定日	年	月 日
完了予定日	年	月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	用途（ ）
		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物	種類（ ）
		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更
	開発行為	目的 <input type="checkbox"/> 住宅（区画、最小区画面積 m ² ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	その他の土地の形質の変更	目的（ ）
	物件の堆積	目的（ ）
<input type="checkbox"/> 電線路・空中線系	目的（ ）	
届出内容に係る照会先	住 所 氏 名 (名称及び担当者名) 電 話	

- （注） 1 該当する□にレを記入してください。
 2 着手予定日は、請負契約、資材搬入等の準備行為、仮設工事や基礎工事は含まず、躯体工事等の地上部分の工事に着手する日を記入してください。
 3 届出内容に係る照会先は、届出者以外の者（設計者、施工者等）への照会を希望する場合に記入してください。

事前相談（事前協議）結果通知

年 月 日

様

上富良野町長

ⓐ

年 月 日付けで事前相談（事前協議）のあった行為について、次のとおり結果をお知らせします。

記

【事前相談の場合】

1 内容

(例①) 事前相談のあった行為については、届出を必要としません。但し、行為を行うに際しては、別表2の景観形成の基準に十分な配慮をお願いします。

(例②) 事前相談のあった行為については、届出を必要とする行為と思われます。次に示す図書等を準備し、届出のための事前協議を申し出てください。

■準備を要する図書等

- ・行為計画地の写真
- ・行為内容を示す図面
- ・……………

【事前協議の場合】

1 内容

(例③) 事前協議のあった行為については、景観法第16条第1項（第5項）に基づく届出（通知）を要する行為ですが、内容の事前審査の結果、かみふらの景観づくり条例第14条第2号の規定に基づく景観づくりに支障を及ぼすおそれがないものと認めますので、届出（通知）を要しません。但し、行為を行うに際しては、別表2の景観形成の基準に十分な配慮をお願いします。

(例④) 事前協議のあった行為については、事前審査において、景観づくりに支障を及ぼすおそれが認められました。計画内容の見直し、修正などについて助言することができますので、事前協議を継続してください。

(例⑤) 事前協議のあった行為について、事前審査における景観づくりに支障を及ぼすおそれは、協議の途上で一定の是正が行われましたが、本審査及び行為監視を行うため景観法第16条第1項に基づく届出を行ってください。

景観づくり計画区域内行為勧告(協議)・命令書

年 月 日

様

上富良野町長

印

年 月 日付で届出のあった行為について、次のとおり勧告(協議)・命令します。

記

【勧告(協議)の場合】

1 勧告(協議)内容

(例) 位置・配置(、規模、形態又は色彩その他の意匠、敷地の外構)について、景観形成の基準に則して、次のとおり是正してください。

- (1)。
- (2)。

【命令の場合～特定届出対象行為について適用】

1 命令内容

(例) 位置・配置(、規模、形態又は色彩その他の意匠、敷地の外構)について、景観形成の基準に則して、次のとおり是正してください。

- (1)。
- (2)。

(例②) 行為監視の結果、届出の内容と異なる行為を認めましたので、即時行為を中断し、善後策を含めて経過報告をしてください。

(例③) 行為監視の結果、届出の内容と異なる行為を認めましたので、即時原状を復帰し、善後策を含めて報告をしてください。

景観づくり計画区域内行為不勧告(不協議)通知書

年 月 日

様

上富良野町長

Ⓜ

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観づくりに支障を及ぼすおそれなく勧告(協議)すべき事項が認められませんでしたので、景観法第18条第2項の規定に基づき、行為着手可能期日を次のとおりとします。

なお、着手予定日を変更する場合は、景観づくり計画区域内行為変更届出(通知)書を提出してください。

記

1 行為着手可能期日 年 月 日以降